

平成24年度

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

**公募要領
(二次公募)**

平成24年7月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という）の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、SIIの補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行って頂きますようお願いいたします。

1. 補助金の申込者がSIIに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. SIIから補助金の予約者決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表させて頂きます。
6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号 最終改正：平成14年12月13日法律第152号）の第29条から第32条において刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）」は、経済産業省が定めた住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ゼロ・エネルギー化推進事業）交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。

INDEX

1 事業概要

1-1. 趣旨	5
1-2. 事業内容	
(1)補助金名	5
(2)公募予算額	5
(3)申請者の資格	5
(4)事業の要件	5
(5)補助対象となる費用	6
(6)補助対象となるための要件(交付申請の条件)	6
(7)補助率と補助金額	7
(8)補助対象の事業期間	7
(9)予約者決定及び工事着工について	7
(10)説明会の実施について	7

2 事業概要の補足

■一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法	9
■先進省エネルギーシステムについて	10
■その他省エネルギーシステムについて	11
■「先進省エネルギーシステム」及び 「その他省エネルギーシステム」の事前相談方法について	12
■事業の要件の詳細	13
■補助対象範囲について	15
■給湯器の補助対象範囲について	16
■エネルギー計測装置の対象基準について	17

3 事業の実施

3-1. 事業スケジュール(新築・既築)	19
3-2. 公募～予約者決定	
(1)事業の公募について	20
(2)申込みについて	20
(3)手続代行者について	20
(4)審査について	20
(5)予約者の決定について	20
3-3. 補助事業の開始～完了	
(1)補助事業の開始について	21
(2)補助事業の計画変更について	21
(3)工事完了日について	21
3-4. 完了報告～補助金支払	
(1)完了報告及び額の確定について	21
(2)現地調査について	21
(3)補助金支払について	21
(4)事業成果の公表について	21
(5)利用状況の報告について	22
(6)取得財産の管理等について	22
(7)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	22
3-5. その他注意事項	23

INDEX

4 申請の方法

4-1. 申請条件	26
4-2. 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算定方法について	27
4-3. 提出書類一覧表	29
4-4. 申請方法	30
4-5. 公募期間及び提出先	30
(1)公募期間	30
(2)申込書提出先及び問い合わせ先	30

5 補助事業申込書及び添付書類の入力例

全ての申込みににおいて必要な書類	31
------------------	----

6 事前相談票の入力例

該当する申込みににおいて必要な書類	68
-------------------	----

7 よくある質問と回答

	72
--	----

8 参考資料

■ 住所所在地地域区分	77
■ 「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準じた 年間一次エネルギー消費量の評価方法の概要	88
■ Q値算出計算書	89
■ (別表1)地域区分・暖冷房方式別の按分比率	97
■ (別表2)空気集熱式太陽熱利用システムの 一次エネルギー消費量早見表	98
■ (別表3)太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー 消費削減量早見表	109

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

本事業は、2030年の住宅のネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、その施策の1つとして、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という)を導入する者に補助金を交付し、予算の範囲内において、その活動を支援するものです。

1-2 事業内容

SIIが定めた要件に合致する場合に、その費用の一部を補助します。

(1) 補助金名

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

(2) 公募予算額

約5億円程度

(3) 申請者の資格

住宅の建築主・所有者を対象とします。ただし、当該住宅が下記①～③の条件を満たす場合に限りです。

- ① 申込者が常時居住する住宅であること。(住民票に示す人物と同一であること)
- ② 専用住宅であること。
(店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること。及び断熱工事においても区分されていること)
- ③ 建売住宅、賃貸住宅、集合住宅は対象外。

(4) 事業の要件

応募にあたっては、次の①～⑤の全ての要件に該当する必要があります。

- ① エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準拠した評価方法(※1)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量(※2)が正味(ネット)でゼロであること。
- ② 一定の断熱性能等を有すること
(新築)・住宅の熱損失係数が、地域の区分(※3)に応じて表に掲げる基準値以下であること。
・VI地域における新築住宅は、上記と併せて、夏期日射取得係数を0.04以下とすること。

I a、I b	II	III	IVa、IVb	V	VI
1.4		1.9			3.7

(既築)・エネルギーの使用の合理化に関する法律の基準に適合すること。

- ③ 自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構にて先進性が認められるもので、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」)が「先進省エネルギーシステム(※4)」と認めるシステムを導入すること。
- ④ 『エネルギー使用量』と『創エネルギー量』を計測、蓄積、表示が可能な計測装置を導入すること。
- ⑤ 太陽光発電システムを導入すること(既に設置されている場合も認める。)

※1 P9「一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法」及び、P27「申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算定方法について」及びP88「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準じた年間一次エネルギー消費量の評価方法の概要を参照

※2 空調設備(暖房設備・冷房設備)・換気設備・給湯設備・照明設備に係る一次エネルギー消費量

※3 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」(平成21年1月30日経済産業省・国土交通省告示第2号)の別表第1による

※4 平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たした「先進省エネルギーシステム」を導入して頂くことが可能です。(「平成24年度の応募要件を満たした『先進省エネルギーシステム』一覧」を参照)システム提案者より使用許諾を得た上で、「先進省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を入手し、申込書に添付してください。新たに「先進省エネルギーシステム」をご提案される場合は、事前相談期間内(平成24年7月20日(金)～平成24年8月3日(金))に所定の手続きを行ってください。(P10「先進省エネルギーシステムについて」参照)

※ 事業の要件の詳細は、P13・14を参照

※ 補助対象設備は未使用品に限る

(5) 補助対象となる費用

ZEHを構成する設備、断熱材等それぞれの補助対象範囲及び補助額の算出方法については、P13～17を参照のこと。

① 経費区分

補助金交付の対象となる費用は、次の(A)～(B)に該当するものとなります。

(A) 設備費

補助事業の実施に必要な空調・換気・給湯・照明設備等の設備・機械装置・建築材料等の購入費用
※太陽光発電システム、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、エネルギー計測装置は補助対象外

(B) 工事費

上記設備・機械装置・建築材料等の設置取付費用（一部補助対象外となる場合あり）

※設備設置と一体不可分の工事に限る。

（注1）諸経費、設計費、送料、運搬費、交通費、廃材処理費、既存設備の撤去費、管理費、調査費、消費税、エネルギー供給事業者への申請費等は補助対象外

② 補助対象経費の算定等

補助対象経費は、設備・施工費共に補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を基準に算定してください。

（注）申込者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象設備の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用としてください。

③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなりますのでご留意ください。

(6) 補助対象となるための要件（交付申請の条件）

- ① 補助事業完了後、3年間継続して省エネルギーに関する報告（エネルギー使用量及びエネルギー使用状況の報告等）ができること。（注1）また、SIIが行うアンケート調査、現地調査、省エネルギー効果検証の為の計測、取材等に協力ができること。
- ② 新築については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」に基づく「建設住宅性能評価」を申請し、「温熱環境に関する評価」の「省エネルギー対策等級」において「等級4」を取得すること。
- ③ 過去1年間のエネルギーの月別使用量（電気、ガス、灯油等。太陽光発電等の電気の売電量・発電量）について報告ができること。（注2）
- ④ （新築・既築ともに）工事完了日から30日以内又は平成25年2月15日（金）のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（兼工事完了報告書）を必ず提出できること。なお、工事完了日とは、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが完了した日のことをいいます。

（注1）平成25年4月～平成28年3月までの3年間分について、1年分ごとに計3回提出するもの。

※太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の売電量及び発電量を報告すること。

（注2）全ての申請（新築、既築）について必要。新築については、申請時点で居住している住宅の直近の1年間のエネルギーの月別使用量。（詳細は、P22「利用状況の報告について」参照）

(7) 補助率と補助金額

① 補助率

補助対象経費の1/2以内とする。

② 補助金額

上限 350万円

(8) 補助対象の事業期間

申込者の利便性向上の為、公募期間を「申請A」「申請B」に区分し、予約者決定をそれぞれ行います。
「申請A」と「申請B」で公募要件に違いはありません。

- ① 公募期間 : (申請A) 平成24年7月20日(金)～平成24年8月16日(木)までに申込みを行うこと
(申請B) 平成24年8月17日(金)～平成24年9月4日(火)までに申込みを行うこと
- ② 事前相談期間 : 平成24年7月20日(金)～平成24年8月3日(金)までに相談を行うこと
(申請A・B共通) (詳細は、P12「先進省エネルギーシステム」及び「その他省エネルギーシステム事前相談方法について」を参照)
- ③ 予約者決定 : (申請A) 平成24年9月中旬予定
(申請B) 平成24年10月上旬予定
- ④ 工事期間 : (新築・既築ともに) 予約者決定日～平成25年1月31日(木)までに完了すること(注1)
(申請A・B共通)
- ⑤ 工事完了 : (新築・既築ともに) 工事完了日から30日以内又は平成25年2月15日(金)のいずれか
(申請A・B共通) 早い日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)を必ず提出できること。
なお、工事完了日とは、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが完了した日のことをいいます。

(注1) 予約決定日より前に契約・着工している場合は、補助対象外とする。

(9) 予約者決定及び工事着工について

申込書を受付けた後、その内容が適正であると認められる者に対し、予約者の決定通知をします。
予約者の決定の通知を受けた後、導入しようとする補助対象の工事の契約及び工事を行ってください。
(事前契約、事前着工は認めません。)
また、予約者決定通知を受けて30日以内に、工事着工届出書(様式第2)を提出してください。

※予約者の決定通知は補助金交付及び金額を決定するものではありません。

※予約者の決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申込者に通知します。
個別の問い合わせについては応じられませんのであらかじめご了承ください。

※予約者決定通知を受けてから、速やかに施工業者と工事請負契約をしてください。

※工事着工届出書(様式第2)及び添付書類については、予約者決定通知に同梱される『関連書類作成要領』を参照し作成ください。

(10) 説明会の実施について

二次公募については、公募説明会は実施いたしません。

2. 事業概要の補足

■ 一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法

要件 : 申請する住宅の年間の一次エネルギー消費量※1(い)がゼロ以下であること

$$(い) = (ろ) - [(は) + (に)] \leq 0$$

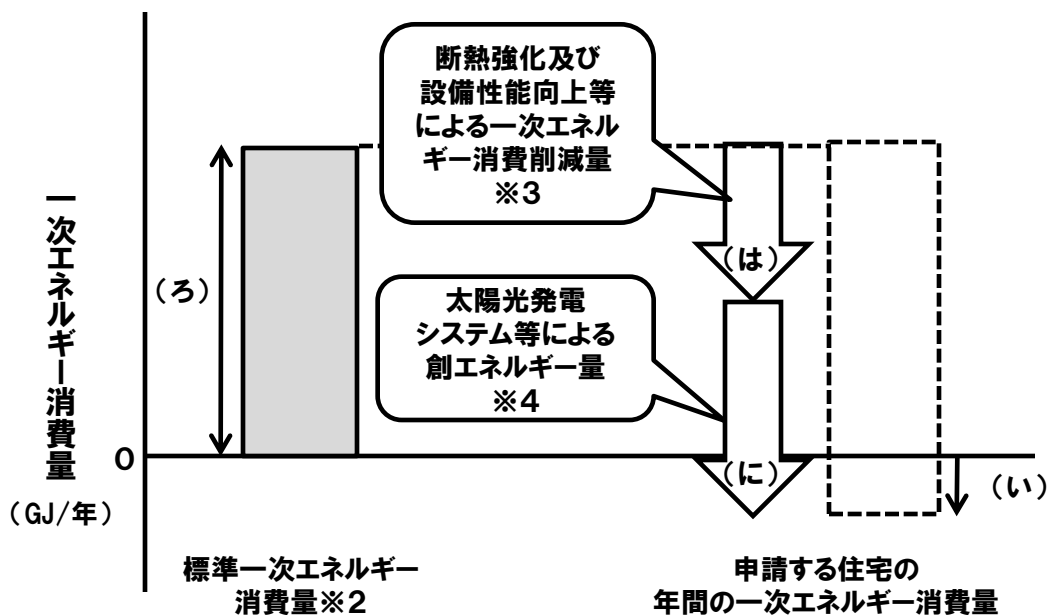
(ろ): 標準一次エネルギー消費量

(は): 断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量

(に): 太陽光発電システム等による創エネルギー量

評価項目 : 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量 = (は) + (に)

$$\text{申請する住宅の一次エネルギー消費削減率} = \frac{(は) + (に)}{(ろ)} \times 100 \geq 100 (\%)$$



※1: 空調設備(冷房設備・暖房設備)・換気設備・給湯設備・照明設備に係る一次エネルギー消費量

※2: 「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」で得られる「当該特定住宅の基準一次エネルギー消費量」を0.9で除し、面積補正したもの

※3: 「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」で得られる値に、断熱強化による補正、面積補正等の各種補正を行う。

※4: 「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」で得られる値に、太陽光発電システム等による一次エネルギー消費削減量の評価に関して補正を行う。

申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出方法については、P.27を参照のこと。

■ 先進省エネルギーシステムについて

以下の条件を満たす、『先進省エネルギーシステム』を1つ以上導入することが必須要件となります。
 なお、平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）の要件を満たした「先進省エネルギーシステム」を導入して頂くことが可能です。（「平成24年度の応募要件を満たした『先進省エネルギーシステム』一覧」を参照）システム提案者より使用許諾を得た上で、「先進省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を入手し、申込書に添付してください。新たに「先進省エネルギーシステム」をご提案される場合は、事前相談期間内（平成24年7月20日（金）～平成24年8月3日（金））に、導入する『先進省エネルギーシステム』が要件を満たすか、事前相談をしてください。（P12「先進省エネルギーシステム」及び「その他省エネルギーシステム」の事前相談方法について）を参照。詳細はP68「事前相談票の入力例」を確認ください。）

◎自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構で先進性が認められるもので、「SII」が「先進省エネルギーシステム」と認めるシステム

＜先進省エネルギーシステムの設備・設備の分類及び参考例＞

以下の事例を参照して『先進省エネルギーシステム』を選定してください。

A. 自然エネルギー等を取り入れた設計手法

Ex. 開口部通風利用システム、床下冷熱利用システム、自動制御式可動ルーバー

B. 自然エネルギー等を取り入れた制御機構

Ex. 日射連動シャッター、照度センサー付き照明、重さ感知センサーによる照明システム、屋内と屋外の温度差による換気制御システム

【提出書類】

- ・『先進省エネルギーシステム事前相談票』
- ・提案内容の裏付けとなる技術資料
- ・提案システムの概算費用を設備費と工事費に分けて提出（様式自由）

「平成24年度の実募要件を満たした『先進省エネルギーシステム』一覧」を参照。

■ その他省エネルギーシステムについて

「先進省エネルギーシステム」には該当せず、且つ算定ツール(P.88参照)では算定できないシステムで申請する場合は、以下の要件を満たすか、事前相談期間内(平成24年7月20日(金)～平成24年8月3日(金))に、事前相談をしてください。(P12「先進省エネルギーシステム」及び「その他省エネルギーシステム」の事前相談方法について」を参照。詳細は、詳細はP68「事前相談票の入力例」を確認ください。)

なお、平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たした「その他省エネルギーシステム」を導入する場合は、改めて事前相談をする必要はありません。(「平成24年度の応募要件を満たした『その他省エネルギーシステム』一覧」を参照)システム提案者より使用許諾を得た上で、「その他省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を入手し、申込書に添付してください。

◎ 暖房・冷房・換気・給湯・照明設備のいずれか1つ以上の設備のエネルギー削減に資するもので、その効果を算定出来る先導的なシステムであると「SII」が認めるもの

Ex. 平成23年度 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(住宅に係るもの)において採択された新規システム等

【提出書類】

- ・『その他省エネルギーシステム事前相談票』
- ・提案内容の裏付けとなる技術資料
- ・提案システムの概算費用を設備費と工事費に分けて提出(様式自由)

「平成24年度の応募要件を満たした『その他省エネルギーシステム』一覧」を参照

■『先進省エネルギーシステム』及び『その他省エネルギーシステム』の事前相談方法について

①システム提案者

算定ツールで算出できない、ZEHに資するシステムを提案する者（以下、「システム提案者」という。）で、下記イ）～ハ）を全て満たす者をいいます。事前相談は、システム提案者が行います。

- イ) 当該システムの導入を遂行する能力を有する者であること（手続代行者と別でも可）
- ロ) 提案内容に関するSIIからの問い合わせに対し、適宜対応できる者であること（必要に応じ提案内容に関するヒアリングを実施する場合があります）
- ハ) 当該システムが後にゼロ・エネルギー化推進室のホームページ等で公表された際、一般からの問い合わせに対し、誠実に対応できる者であること

②事前相談の期間、申請先

システム提案者は、システム相談期間内に、「事前相談票」（定型様式4）（詳細はP68「事前相談票の入力例」を確認ください。）に必要事項を記入の上、下記提出書類と合わせて、下記提出先に郵送してください。

事前相談期間：平成24年7月20日（金）～平成24年8月3日（金）（左記期間外の相談は不可）

【提出先】

〒100-8692 郵便事業(株) 銀座支店 私書箱636号

『 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 』 申請係

※『ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 事前相談票在中』と必ず記入ください。

※SIIから申込者に対して申込書を受け取った旨の連絡は致しません。

（到着確認を行いたい場合は、書留にて郵送ください。 ※メール便や宅配便は利用できません。）

③提出書類

事前相談に必要な書類

①**事前相談票** ※提案システムの先進性やZEHに資する具体的な内容等を説明していただきます。

②技術資料

- ・エネルギー削減の実績データ（フィールドでの実測データ、もしくは実験データ）
- ・システムの導入実績、製品の供給体制
- ・システムの制御方法
- ・JISなどの公的規格や業界自主規制等への適合を示す書類

③**提案システムの概算費用** ※設備費と工事費に分けて提出してください（様式自由）。

④「事前相談結果票」の発行

SIIは、「事前相談票」の内容を確認後、必要に応じてシステム提案者へヒアリングを行い、事前相談されたシステムが要件を満たしており、審査委員会の審査対象となると判断した場合は、システム提案者にFAXで「事前相談結果票」を送付します。

なお、「事前相談結果票」は、あくまでも審査委員会の審査の対象となる旨を通知するものです。

審査において不採択となる場合もありますのであらかじめご了承ください。

事業の要件の詳細

設備等の種類				必須仕様	補助対象	要件を満たす基準						
全体共通				●		・エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準拠した評価方法(※1)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロであること。 ・施工のともなう省エネルギー設備及び断熱部材であること ・JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことのできる省エネルギー設備及び断熱部材であること ・省エネルギー効果が明確で、確実であること(実績または実証データがあること)						
断熱	断熱仕様			●	●	<新築の場合のQ値> Ⅰ・Ⅱ地域：1.4以下 Ⅲ～Ⅴ地域：1.9以下 Ⅵ地域：3.7以下 かつ、夏期日射取得係数0.04以下 <既築の場合のQ値> 次世代省エネルギー基準の断熱仕様に合致した断熱仕様に改修すること ※仕様規定も認める						
省エネルギー設備	空調設備	暖房設備	高効率個別エアコン	●	(主たる居室)：COP 4.6 以上 (その他居室)：COP 5.9 以上 ※統一省エネラベル4つ星以上(省エネ基準達成率114%以上)に限る(2011年基準)							
			HP式セントラル空調システム	●	Ⅰa・Ⅰb地域		Ⅱ地域	Ⅲ地域	Ⅳa・Ⅳb地域	Ⅴ地域	Ⅵ地域	
				COP 2.35 以上(－1℃)		COP 2.5 以上(2℃)		COP 3.7 以上		—		
			温水式床暖房	●	・石油及びガス温水式床暖房(潜熱回収型、エネルギー消費効率が87%以上のもの)、電気温水式床暖房(暖房温水専用の電気ヒートポンプ式熱源機)に限る。 ・配管は断熱被覆があるものを設置し、床の上面放熱率が90%以上の場合を対象とする。							
		温水式パネルラジエーター	●	・熱源設備が石油温水式及びガス温水式の場合は潜熱回収型(エネルギー消費効率が87%以上のもの)、電気温水式の場合は温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機に限る。 ・温水配管に断熱被覆を行うこと。								
	冷房設備	高効率個別エアコン	●	(主たる居室)：COP 3.7 以上 (その他居室)：COP 5.4 以上 ※統一省エネラベル4つ星以上(省エネ基準達成率114%以上)以上に限る(2011年基準)								
		HP式セントラル空調システム	●	Ⅰa・Ⅰb地域		Ⅱ地域	Ⅲ地域	Ⅳa・Ⅳb地域	Ⅴ地域	Ⅵ地域		
	—		COP 3.3 以上									
	換気設備			●	・熱交換率65%以上またはDCモーターで動くタイプ ・壁掛け式で、比消費電力が0.2W/(m³/h)以下のもの							
	給湯設備	CO2冷媒HP給湯器		●	年間給湯効率(APF)3.1以上(ただし寒冷地仕様は3.0以上) <年間給湯効率(APF)が表記されていない機種> 年間給湯保温効率 2.8以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上) 年間給湯効率 2.9以上(ただし寒冷地仕様は2.8以上) ※年間給湯効率(APF)への換算式は、※2 参照 ※温水暖房機能を有さないもの							
			潜熱回収型ガス・石油給湯器	●	給湯熱効率90%以上							
			ガスエンジン給湯器	●	ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。							
	照明設備	LED	●	※一定の安全性の配慮がなされている設備に限る(※3)(※4)								
		蛍光灯	●	インバータータイプで100lm/W以上のもの、もしくはインバータータイプでセンサー付きタイプのもの ※一定の省エネ効果のある設備に限る								
	太陽熱利用システム			●	・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること (蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。							
	エネルギー計測装置			●	住宅所有者が使用する空調、給湯、照明等の設備の電力使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること ※詳細は、P17「エネルギー計測装置の対象基準」参照。							

設備等の種類			必須仕様	補助対象	要件を満たす基準
算定ツールで算出できないシステムに資するシステム	先進省エネルギーシステム	自然エネルギー等を取り入れた設計手法	● いずれか1つ	△※5	・自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構で先進性が認められるもので、「SII」が「先進省エネルギーシステム」と認めるシステム ※平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）の要件を満たした「先進省エネルギーシステム」を導入して頂くことが可能です。（「平成24年度の応募要件を満たした『先進省エネルギーシステム』一覧」を参照）システム提案者より使用許諾を得た上で、「先進省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を入手し、申込書に添付してください。 新たに「先進省エネルギーシステム」をご提案される場合は、事前相談が必要となります。 詳細は、P10「先進省エネルギーシステムについて」参照。
		自然エネルギー等を取り入れた制御機構		△	
	その他省エネルギーシステム	地中熱利用システム等		△	・暖房・冷房・換気・給湯・照明設備のいずれか1つ以上の設備のエネルギー削減に資するもので、その効果を算定出来る先導的なシステムであると「SII」が認めるもの ※平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）の要件を満たした「その他省エネルギーシステム」を導入して頂くことが可能です。（「平成24年度に応募要件を満たした『その他省エネルギーシステム』一覧」を参照）システム提案者より使用許諾を得た上で、「その他省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を入手し、申込書に添付してください。 新たに「その他省エネルギーシステム」をご提案される場合は、事前相談が必要となります。 詳細は、P11「その他省エネルギーシステムについて」参照。
蓄電池システム				●	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された設備であること （リチウムイオン蓄電池を除く）
創エネルギーシステム	太陽光発電システム		●		新設の太陽光発電システムについては太陽電池モジュールのセル実効変換効率（モジュール化後のセル実効変換効率※）が以下に示す数値以上であること。 シリコン単結晶系太陽電池：16.0% シリコン多結晶系太陽電池：15.0% シリコン薄膜系太陽電池 ：8.5% 化合物系太陽電池 ：12.0% ※セル実効変換効率 ＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度） ・太陽電池セルの合計面積 ＝1セルの全面積×1モジュールセルの数
	燃料電池				JIS基準（JIS C 8823:2008 小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の発電効率が33%以上（高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上）およびLHV基準の総合効率が80%以上（HHV基準で72%相当以上）であること。 ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上（HHV基準で54%相当以上）であること。

※1 P9「一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法」を参照

※2 【年間給湯効率（APF）が表記されていない電気温水器（CO2ヒートポンプ）についての算定ツールへの数値入力方法】

電気温水器（CO2ヒートポンプ）の効率については、従来は（社）日本冷凍空調工業会規格（JRA4050）に基づいた「年間給湯効率（APF）」が用いられてきましたが、平成23年度より、日本工業規格 JIS C 9220に基づいた「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」に変更が進められています。
「年間給湯保温効率」は追焚・保温機能があるフルオートといわれる機種、「年間給湯効率」は追焚・保温機能がないセミオートまたは給湯単機能といわれる機種になります。
この新たに制定された「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」はより実使用に近い形での評価となっているため、従来の「年間給湯効率（APF）」よりも異なる値となっています。
そのため、本プログラムに直接「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」の値を入力することはできません。

「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」が表記された機種については、
①「年間給湯効率（APF）」が併記されているもの
②「年間給湯効率（APF）」が記載されていないもの
の2つがあります。
①「年間給湯効率（APF）」が記載されている機種については、従来通りこの「年間給湯効率（APF）」の値を入力してください。
②「年間給湯効率（APF）」が記載されていない機種については、以下の換算式から「年間給湯効率（APF）」を計算して入力ください。

<追焚・保温機能を有する機種（フルオート）>
「年間給湯効率（APF）」＝「年間給湯保温効率」＋0.3

<追焚・保温機能がない機種（セミオート・給湯単機能）>
「年間給湯効率（APF）」＝「年間給湯効率」＋0.2

※3 LED照明設備は安全性に充分留意すること（日本照明器具工業会HP「直管形LEDランプ使用上のご注意～既設の蛍光灯照明器具に直管形LEDランプを使用する際の安全性に関するご注意～」<http://www.jlssn.or.jp/04siryu/pdf/information/LEDchokkanBaselight.pdf>参照） また、照度基準等は労働衛生安全規則等を充分留意すること。

※4 家庭用電球形LED照明設備については、電気用品による危険や障害の発生を防止することを目的とした電気用品安全法（PSE法）の改正時に規制対象となる為、国が定める技術基準に適合し、その基準への適合を示す「PSEマーク」が表示されている製品を選定すること。
（同法の改正は2011年7月6日に公布され、2012年7月1日から施行）

※5 △印についてはSIIが認めたもののみ補助対象とします。

■ 補助対象範囲について

【補助対象費用と補助対象外費用についての留意事項】

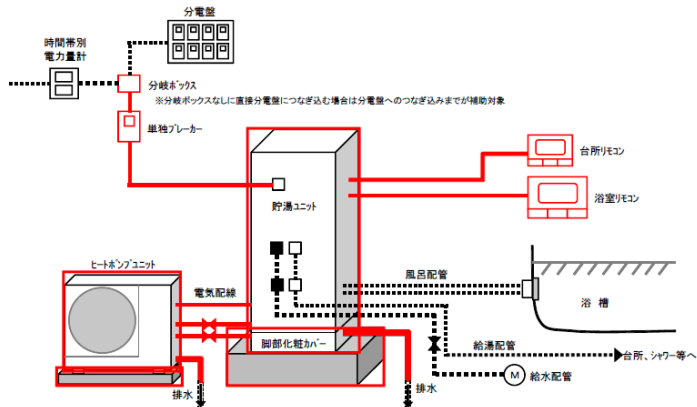
詳細は下記表の通りです。（※消費税は、補助対象外）

区分	費用	内容
補助対象	高断熱仕様（新築）	次世代省エネルギー基準仕様との差額が補助対象
	断熱改修（既築）	次世代省エネルギー基準仕様に改修するための材料等の購入・据付に要する費用 * 足場設置費等、省エネルギーに寄与しないもの、及びそれに関する工事は補助対象外
	空調設備及び給湯設備	補助対象となる空調設備、給湯設備の設置に必要な機械装置・建築材料等の購入・据付に要する費用 * 空調設備・給湯設備の一部は補助対象外とする（詳細は、下記の補助対象外費及びP16を参照） * （補助対象設備の一部であっても）省エネルギーに寄与しないもの、及びそれに関する工事は補助対象としない。 * 設備設置と一体不可分の工事に限る
	省エネ換気設備	通常の機械換気設備との差額が補助対象
	照明設備	補助対象となる照明設備の購入・据付に要する費用
	先進省エネルギーシステム	SIIが補助対象として認める費用
	その他省エネルギーシステム	SIIが補助対象として認める費用
	蓄電池システム	設備及び電力変換装置のみが補助対象（リチウムイオン蓄電池は除く）
補助対象外	諸費用	諸経費・設計費・送料・資材運搬費・足場設置費・現地交通費・撤去費・廃材処理費・管理費・印刷代・消費税・エネルギー供給事業者への各種申請費など
	仕上げ材等	床暖房の仕上げ材・断熱部の仕上げ材 * 仕上げ材・補助材一体の場合 仕上げ材・補助材部分を除いた設備部分、断熱部分が補助対象となる（費用の内訳を明示すること）
	電気工事の一部	分電盤、電気の一次幹線（引き込み口～計器～分電盤）、計器の材料等の購入・据付に要する費用
	給湯設備の一部	給湯器における給湯配管、給水配管、風呂追い焚き配管、ガス管の購入・据付に要する費用（給湯器本体への接続工事、ガス管への接続工事は除く）
	その他対象外設備	・太陽光発電システム、燃料電池、エネルギー計測装置、障子、ブラインド、カーテンレール、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機、衛生・浴室設備（断熱浴槽、温水暖房便座等）、調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）、食器洗い機、施工を伴わない照明設備、その他の家電製品や容易に脱着、移動が可能なもの ・高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外の設備

給湯器の補助対象範囲について

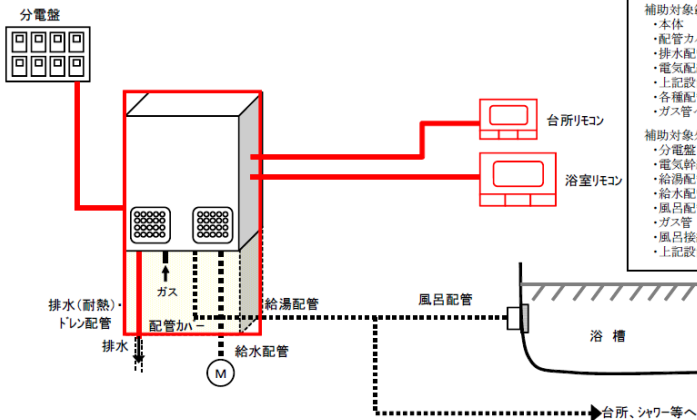
【給湯器の補助対象範囲(赤線部分が補助対象)】

◆CO2冷媒ヒートポンプ給湯器の場合



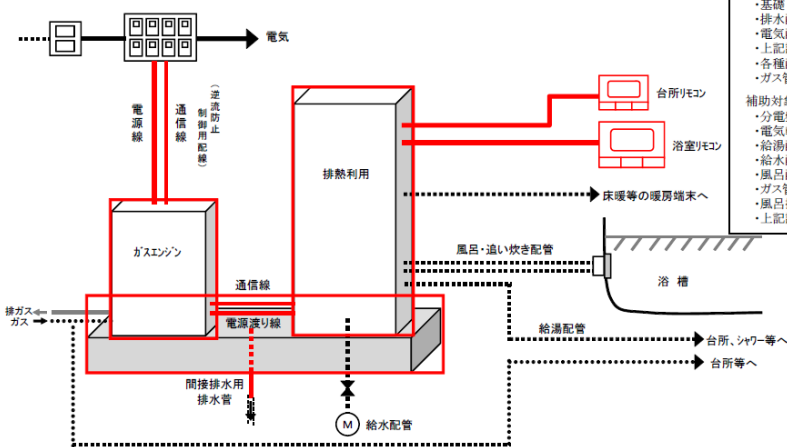
- 補助対象範囲
- ・本体(ヒートポンプユニット・タンク)
 - ・ヒートポンプユニットへタンク間の循環配管
 - ・配管カバー(脚部化粧カバー)
 - ・排水配管(ドレン排水含む)
 - ・基礎
 - ・電気配線工事費(分岐ボックスへ本体、リモコン関係)
 - ※分電盤につなぎ込む場合は分電盤へ本体、リモコン関係
 - ・上記設置・施工に係る工事費
 - ・各種配管の本体への接続工事費
- 補助対象外
- ・分電盤
 - ・電気幹線(引込口～計器～分電盤)
 - ・給湯配管
 - ・給水配管
 - ・風呂配管
 - ・風呂接続アダプタ
 - ・上記設置・施工に係る工事費

◆潜熱回収型ガス給湯器の場合



- 補助対象範囲
- ・本体
 - ・配管カバー
 - ・排水配管(ドレン排水含む)
 - ・電気配線工事費(分電盤へ本体、リモコン関係)
 - ・上記設置・施工に係る工事費
 - ・各種配管の本体への接続工事費
 - ・ガス管への接続工事費
- 補助対象外
- ・分電盤
 - ・電気幹線(引込口～計器～分電盤)
 - ・給湯配管
 - ・給水配管
 - ・風呂配管
 - ・ガス管
 - ・風呂接続アダプタ
 - ・上記設置・施工に係る工事費

◆ガスエンジン給湯器の場合



- 補助対象範囲
- ・本体(発電ユニット・給湯暖房ユニット)
 - ・発電ユニットへ給湯暖房ユニット間の通信線・電源渡り線
 - ・配管カバー
 - ・基礎
 - ・排水配管(ドレン排水含む)
 - ・電気配線工事費(分電盤へ本体、リモコン関係)
 - ・上記設置・施工に係る工事費
 - ・各種配管の本体への接続工事費
 - ・ガス管への接続工事費
- 補助対象外
- ・分電盤
 - ・電気幹線(引込口～計器～分電盤)
 - ・給湯配管
 - ・給水配管
 - ・風呂配管
 - ・ガス管
 - ・風呂接続アダプタ
 - ・上記設置・施工に係る工事費

■ エネルギー計測装置の対象基準について

【本事業で対象とするエネルギー計測装置】

以下の条件を満たすことを前提とします。

	機能区分	対象設備の審査項目	対象要件 (新築の場合)	対象要件 (既築の場合)
計測	電力使用量(※1)の測定 ・取得 ※2 (表示できることを前提とする)	住宅全体	●	●
		分岐回路単位	○	○
		部屋単位	○	○
		設備単位	○	○
		PVの発電量・売電量	●	○
		ガスコージェネレーションの 発電量 (ガスコージェネレーション 設置の場合)※3	—	○
		蓄電量・放電量 (蓄電池設置の場合)※3	—	○
	使用電力計測・取得間隔 ※4	30分間隔以内	●	●
見える化	端末	1時間以内の単位 1ヶ月以上	●	●
		1日以内の単位 13カ月以上	●	●
		タブレット	○	○
		スマートフォン	○	○
	独自端末 ※7	PC	○	○
			○	○
			○	○

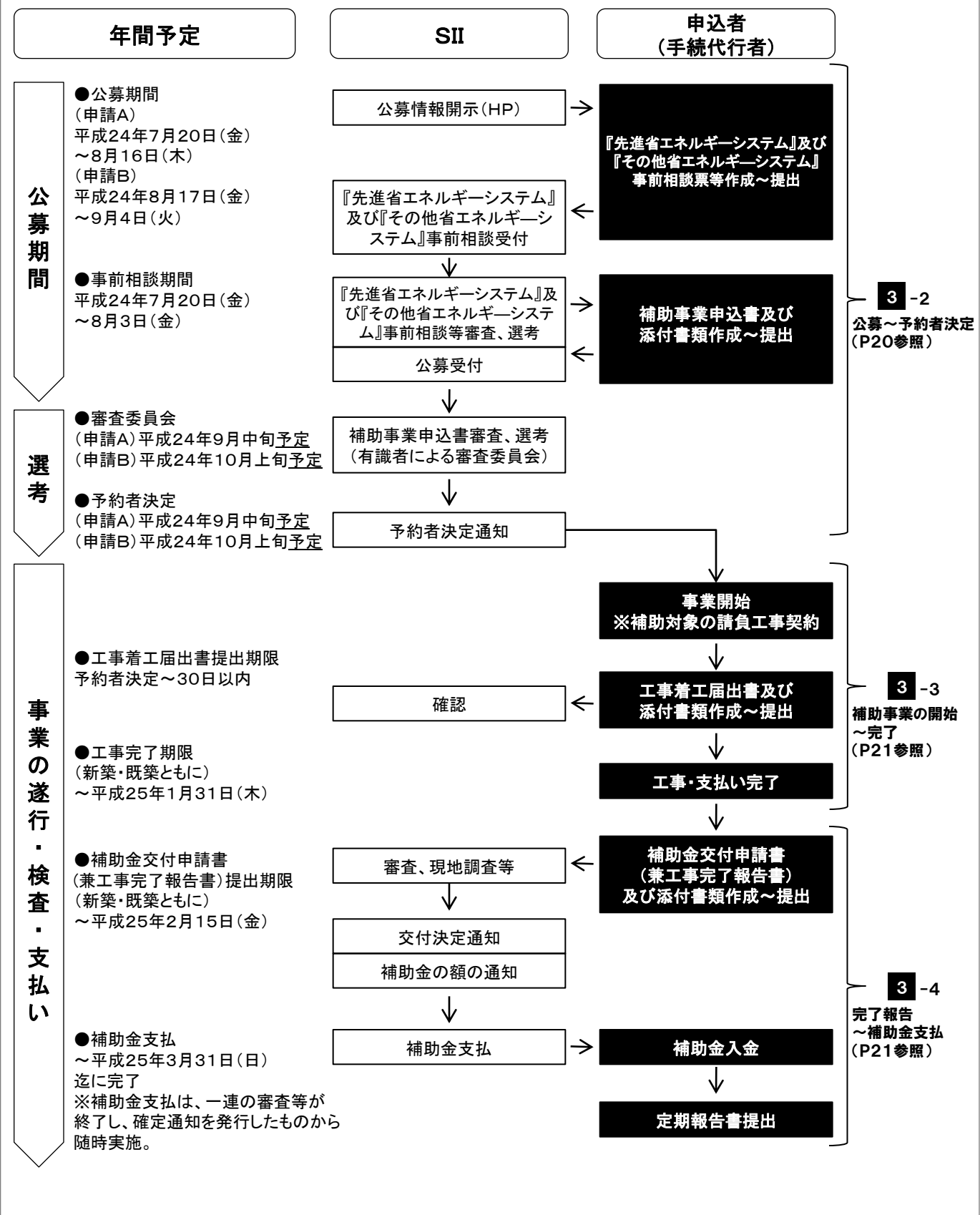
上記表の●は必須要件であり、○は各グレードの機能区分の中においていずれかが該当することを原則とする。

- ※1 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)
- ※2 エネルギー計測装置により電力使用量を測定するか、エネルギー計測装置がPV等の他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。
- ※3 新築においては、ガスコージェネレーション・蓄電池を設置する場合は、該当設備の発電量・蓄電量・放電量等の測定・取得も必須
- ※4 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)の計測または取得間隔
- ※5 エネルギー計測装置により測定した所定時間単位の積算消費電力量データをエネルギー計測装置、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
- ※6 セキュリティ対策として、エネルギー計測装置上に蓄積したデータの保護・保全ができること。
- ※7 タブレット、スマートフォン、PC以外の端末

3. 事業の実施

3 事業の実施方法

3-1 事業スケジュール(新築・既築)



3-2 公募～予約者決定

(1)事業の公募について

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行い、必要に応じて説明を行います。

SIIは、専用のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)に公募記事を掲載します。

(2)申込みについて

申込者は、「P31」5. 補助事業申込書及び添付書類の入力例」に従って提出に必要な書類(P29「提出書類一覧表参照)を作成し、1部をSII指定の提出先(P30「申込書提出先及び問合せ先」参照)に郵送してください。

(3)手続代行者について

申込者は、申込みについて、第三者に依頼することができます。申込みの手続きを代理するもの(以下、「手続代行者」という。)は、申込者の了解の元で依頼された内容について、間違いや不備等のないよう注意して申込みを行ってください。手続代行者による申込みの場合、申込書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼等は、原則として手続代行者へ連絡しますので、申込者の不利益にならぬように対応してください。交付決定通知等の正式な通知書面等は申込者に郵送します。

(4)審査について

① 審査方針は以下の通りとする。

応募のあった申込書に対し、補助金交付要件を満たしているものについて以下の項目の評価を行います。

1. 「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準拠した評価方法により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量がゼロ以下となるものをベースとし、標準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費削減量・削減率等の評価を行います。
2. 補助対象費用を一次エネルギー削減量で除した数値(費用対効果)の評価を行います。
3. 先進的な組み合わせや創意工夫がこらされているかにより、必要に応じ加点を行います。

② 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会にはかり、審査項目に従って審査を行います。

③ 補助事業者の選定

審査項目の合計で総合点を算出し、総合点(一次エネルギー削減量・削減率、費用対効果、先進性等)を参考にしつつ審査委員会の審査を踏まえ、補助事業者を選定します。補助金交付要件を満たした事業申請の総額が公募予算額を超えた場合には、以下の調整をする場合があります。)

【調整事項】

1. 費用対効果、一次エネルギー消費削減量・削減率等が上位のものを優先しての採択
2. 予約者決定日、予約者決定金額の調整
3. 同一の手続代行者による複数の申込案件について、申込件数や金額の調整

(5)予約者の決定について

予約者の決定とは、申込書を受付けた後、その内容が適正であると認められる者に対し受理した旨を通知するもので、補助金交付及び金額を決定するものではありません。

ホームページにて、「予約者決定件数」「予約者決定合計金額」「一次エネルギー削減量(予定、原油換算)」の情報を公表します。

但し、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公表しません。

※ 予約者の決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申込者に通知します。
個別の問い合わせについては応じられませんのであらかじめご了承ください。

3-3 補助事業の開始～完了

(1)補助事業の開始について

予約者の決定の通知を受けた後、導入しようとする補助対象の工事の契約及び工事を行ってください。（事前契約、事前着工は認めません。）

また、予約者決定通知を受けて30日以内に、工事着工届出書（様式第2）を提出してください。

※ 予約者決定通知を受けてから、速やかに施工業者と工事請負契約をしてください。

※ 工事着工届出書（様式第2）及び添付書類については、予約者決定通知に同梱される、「関連書類作成要領」を参照し、作成ください。

(2)補助事業の計画変更について

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに報告し、SIIの指示に従うものとします。

なお、原則として一次エネルギー削減率が下がる変更については認めません。

(3)工事完了日について

工事完了日とは、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが完了した日のことをいいます。

（新築・既築ともに）平成25年1月31日（木）までに完了してください。

（例）工事完了：1/5 支払い完了：1/10 の場合、工事完了日は1/10。

工事完了：1/9 支払い完了：1/7 の場合、工事完了日は1/9。

3-4 完了報告～補助金支払

(1)完了報告及び額の確定について

①（新築・既築ともに）工事完了日から30日以内又は平成25年2月15日（金）のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（兼工事完了報告書）（様式第6）をSIIに必ず提出してください。

※ 補助金交付申請書（兼工事完了報告書）（様式第6）及び添付書類については予約者決定通知に同梱される、「関連書類作成要領」を参照し、作成ください。

② SIIは、補助事業者からの補助金交付申請書（兼工事完了報告書）を受理したときは、申請内容に係る工事及び補助対象工事が完了したことの審査を行い、交付決定通知書（様式第7）にて通知します。

③ ②の補助金交付申請書（兼工事完了報告書）を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者へ通知し、その後に補助金を支払います。

※ 現地調査は、申請の内容（不備等）に関わらず、実施する場合があります。

(2)現地調査について

現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものですので必ずご協力ください。現地調査で適正な事業の遂行が認められない場合は、補助金の支払いができないばかりでなく、予約決定の取り消し、不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となりますので、事業遂行に当たっては、細心の注意を払い実施してください。

(3)補助金支払について

SIIは、補助金の額の確定後、補助事業者へ通知し、補助金を支払います。

(4)事業成果の公表について

他の事業者への普及促進を目的に広く一般に紹介するため、成果を公表します。

但し、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公表しません。

（５）利用状況の報告について

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、下記（１）～（３）の報告が必要となりますので予めご了承ください。※なお、ご報告いただいた内容については公表させていただく場合がございます。

（１）補助事業開始前（申請時）

申込者は、過去１年間のエネルギーの月別使用量（電気、ガス、灯油等）について、「実施計画書」（定型様式１）（後日公表）によりSIIへ報告ください。

※ 電気及びガス、灯油については証憑（注）の写しの添付が必要です。

（注）証憑とは当該月の期間及び使用量が記載されている検針票または領収書等をいいます。

※ 太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の売電量及び発電量を報告してください。

（２）補助事業終了時（補助金交付申請書（兼工事完了報告書）提出時）

補助事業者は、直近１年間のエネルギーの使用状況等について、「システム導入前のエネルギー使用状況報告書」（交付申請 添付書類８）（予約者決定通知と同封の『関連書類作成要領』に添付）によりSIIへ報告ください。

（３）補助事業終了後（定期報告）

補助事業者は、補助事業終了後３年間のエネルギー使用量（電力、ガス、灯油等）および、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の売電量及び発電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用し「定期報告書」（交付決定通知及び補助金の額の確定通知と同封）によりSIIへ報告ください。

また、別途アンケート調査、省エネルギー効果検証の為の計測、取材等に協力して頂くことがあります。

第１回報告提出期限：平成26年４月末日（報告対象：平成25年４月～平成26年３月分）

第２回報告提出期限：平成27年４月末日（報告対象：平成26年４月～平成27年３月分）

第３回報告提出期限：平成28年４月末日（報告対象：平成27年４月～平成28年３月分）

（６）取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

補助事業者は、耐用年数の期間内に取得財産等を処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

（７）交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされたと判断した場合、次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則および第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

最終改正：平成14年12月13日法律第152号

＜個人情報利用目的について＞

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させて頂くことがあります。

その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-5 その他注意事項

申込者、手続代行者は、特に以下の点に留意してください。

- ① **補助事業申込書(様式第1)**は1物件につき1申請とします。また、同一人が複数物件の申請をすることはできません。(申込者は申請する住宅の所有者であり、当該住宅に常時居住する者でなければなりません)。
- ② **補助事業申請書(様式第1)**への申込者の捺印は、実印にて捺印してください。
- ③ 申込者は、1名もしくは連名どちらでもよいが、申込後の変更は原則として認めません。
- ④ **申込内容の変更は原則認めませんが、内容に変更(そのシステムの条件を満たす設備を、同等以上の性能のものに変更する場合等)の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、SIIの指示に従ってください。なお、原則として年間の一次エネルギー消費量の削減率が下がる変更については認めません。**
- ⑤ 申込者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象設備の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用としてください。
- ⑥ **予約者決定の通知を受けた後、導入しようとする補助対象の工事の契約及び工事を行ってください。なお、事前契約・事前着工は認めません。**
- ⑦ 手続代行者は事業の進捗管理を行い、予定通り工事が完了するように努めてください。適宜、SIIからその状況報告を依頼することがあります。
- ⑧ **予約者決定通知を受けてから30日以内に、工事着工届出書をSIIに必ず提出してください。事前の報告なく期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたとみなします。**
- ⑨ **(新築・既築ともに)平成25年1月31日(木)までに、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いを必ず完了させてください。**
- ⑩ **(新築・既築ともに)工事完了の日から30日以内又は平成25年2月15日(金)のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)をSIIに必ず提出してください。期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたとみなします。**
- ⑪ **申込者(予約者)は最後まで事業を遂行することを心がけてください。尚、補助事業者の辞退・取り下げが集中するような手続代行者の申請案件については次年度以降、申請を受理しない場合や審査時に減点する場合があります。**
- ⑫ 補助金交付後、当該住宅、設備は法定耐用年数の間、SIIの承認なしに処分出来ません。
- ⑬ **当該事業で導入した設備については、SIIが補助事業の対象となり得るとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者と施工会社等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。**

⑭ 不正回避への方策

申込者、手続代行者は、不正行為を回避するために以下について留意するとともに、確実に実行してください。

- ・申込者、手続代行者、システム提案者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。
- ・申込者、手続代行者、システム提案者は、公募要領について熟読し十分理解した上で提案・申請をしてください。
- ・申込者、手続代行者、システム提案者は、不正をした事が明らかになったときは、補助金が支払われないこと、不正な行為により補助金を受給したときは、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、適正に手続きを行ってください。
- ・不正があった場合に、申込者と手続代行者間の責任の所在が明確にならない可能性があるため、責任の所在について、必要に応じ、申込者と手続代行者の間で受託契約を結ぶ事を推奨します。

***表紙裏の“補助金を申請又は受給される皆様へ”についてもご確認下さい。**

4. 申請の方法

4 申請方法

4-1 申請条件

応募にあたっては、次の①～⑤の全ての要件に該当する必要があります。

- ① エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準拠した評価方法(※1)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量(※2)が正味(ネット)でゼロであること。
- ② 一定の断熱性能等を有すること
(新築)・住宅の熱損失係数が、地域の区分(※3)に応じて表に掲げる基準値以下であること。
・VI地域における新築住宅は、上記と併せて、夏期日射取得係数を0.04以下とすること。

I a、I b	II	III	IVa、IVb	V	VI
1.4		1.9			3.7

- (既築)・エネルギーの使用の合理化に関する法律の基準に適合すること。
- ③ 自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構にて先進性が認められるもので、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」)が「先進省エネルギーシステム(※4)」と認めるシステムを導入すること。
- ④ 『エネルギー使用量』と『創エネルギー量』を計測、蓄積、表示が可能な計測装置を導入すること。
- ⑤ 太陽光発電システムを導入すること(既に設置されている場合も認める。)

※1 P9「一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法」及び、P27「申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算定方法について」及びP88「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準じた年間一次エネルギー消費量の評価方法の概要」を参照

※2 空調設備(暖房設備・冷房設備)・換気設備・給湯設備・照明設備に係る一次エネルギー消費量

※3 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」(平成21年1月30日経済産業省・国土交通省告示第2号)の別表第1による

※4 平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たした「先進省エネルギーシステム」を導入して頂くことが可能です。(「平成24年度の応募要件を満たした『先進省エネルギーシステム』一覧」を参照)システム提案者より使用許諾を得た上で、「先進省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を入手し、申込書に添付してください。
新たに「先進省エネルギーシステム」をご提案される場合は、事前相談期間内(平成24年7月20日(金)～平成24年8月3日(金))に所定の手続きを行ってください。
(P10「先進省エネルギーシステムについて」参照)

※ 事業の要件の詳細は、P13・14を参照

※ 補助対象設備は未使用品に限る

4-2 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出方法について

はじめに

算出に際しては、住宅事業建築主の判断基準算定用Webプログラムまたは算定シート（算定ツール）を御準備下さい。

※住宅事業建築主の判断基準算定用Webプログラム（<http://ees.ibec.or.jp/app/>）

断熱性能(Q値)の算出

まずは、申請する住宅の断熱性能(Q値)を算出して下さい。

Q値算出計算書の提出は必須要件となります。但し既築で、仕様規定による場合は不要。様式は自由ですが、「定型様式8. Q値算出計算書」を使用しても構いません。

手順1：一次エネルギー消費量および標準一次エネルギー消費量の算出（面積補正前）

(1) 一次エネルギー消費量

- Q値が断熱区分(ウ)～(オ)に該当する場合（断熱区分→P. 45参照）
申請する住宅の設備仕様条件にて、算定ツールから算出
- Q値が断熱区分(オ)を超える断熱性能の場合
空調設備（暖房設備・冷房設備）一次エネルギー消費量については補正式（→P. 28 A参照）を用いて算出し、換気設備・給湯設備・照明設備の一次エネルギー消費量の算出結果に加算

(2) 標準一次エネルギー消費量

- 標準一次エネルギー消費量 = 基準一次エネルギー消費量 ÷ 0.9

手順2：一次エネルギー消費削減量の算出（面積補正前）

- 一次エネルギー消費削減量※
= 手順1(2)標準一次エネルギー消費量 - 手順1(1)一次エネルギー消費量

※再生可能エネルギー等(※)を設置する場合

再生可能エネルギー等を含めた住宅の一次エネルギー消費削減量を考慮する
→P. 28 B参照

* 太陽熱温水器、空気集熱式太陽熱利用システム、コージェネレーションシステム

手順3：申請する住宅の面積に応じた標準一次エネルギー消費量(ろ)および一次エネルギー消費削減量(は)の算出

- 手順1, 2で得られる、標準一次エネルギー消費量および一次エネルギー消費削減量に面積補正を行う。（→P. 28 C参照）

太陽光発電システムによる創エネルギー量(に)を算出

下記2つの方法からどちらかを選び、太陽光発電システムによる創エネルギー量(に)を算出する。（→P. 28 D参照）

- 算定ツールで計算する場合
- 早見表から計算する場合

一次エネルギー消費削減量／削減率を算出

●申請する住宅の一次エネルギー消費削減量(GJ/戸・年)
=(は)+(に)

●申請する住宅の一次エネルギー消費削減率(%)
= $\frac{(は)+(に)}{(ろ)} \times 100$

A: Q値が断熱区分(オ)を超える断熱性能の場合の一次エネルギー消費量の補正方法

※算定ツールを用いること

[断熱区分(オ)]のQ値で計算した結果の暖房・冷房設備一次エネルギー消費量と、[断熱区分(ウ)]のQ値で計算した結果の暖房・冷房設備一次エネルギー消費量を用いて、実際に申請する住宅のQ値における暖房・冷房設備一次エネルギー消費量を次式で算出する。この値に換気・給湯・照明設備の一次エネルギー消費量を加算する。

式：Q値が断熱区分(オ)を超える断熱性能の場合の暖房・冷房設備一次エネルギー消費量の補正方法

$$\begin{aligned} & (\text{断熱性能(ウ)で計算した暖房設備一次エネルギー消費量} - \text{断熱性能(オ)で計算した暖房設備一次エネルギー消費量}) \times \\ & \frac{\text{実際のQ値} - \text{断熱区分(オ)のQ値}}{\text{断熱区分(ウ)のQ値} - \text{断熱区分(オ)のQ値}} + \text{断熱性能(オ)で計算した暖房設備一次エネルギー消費量} \\ & \hspace{15em} = \text{実際の暖房設備一次エネルギー消費量} \\ & (\text{断熱性能(ウ)で計算した冷房設備一次エネルギー消費量} - \text{断熱性能(オ)で計算した冷房設備一次エネルギー消費量}) \times \\ & \frac{\text{実際のQ値} - \text{断熱区分(オ)のQ値}}{\text{断熱区分(ウ)のQ値} - \text{断熱区分(オ)のQ値}} + \text{断熱性能(オ)で計算した冷房設備一次エネルギー消費量} \\ & \hspace{15em} = \text{実際の冷房設備一次エネルギー消費量} \end{aligned}$$

B: 再生可能エネルギー等(*)を含めた一次エネルギー消費削減量の算出方法

※算定ツールを用いること

＜太陽熱温水器による一次エネルギー消費削減量＞

$$\begin{aligned} & = \text{太陽熱温水器を設置しない場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量} \\ & - \text{太陽熱温水器を設置する場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量} \end{aligned}$$

＜コージェネレーションシステムによる一次エネルギー消費削減量＞

$$\begin{aligned} & = \text{コージェネレーションシステムを設置しない場合で計算した一次エネルギー消費量} \\ & - \{ \text{標準一次エネルギー消費量} - (\text{標準一次エネルギー消費量} \\ & - \text{コージェネレーションシステムを設置した場合の一次エネルギー消費量}) \div \text{按分比率} \} \\ & \text{【※按分比率はP.97 別表1参照】} \end{aligned}$$

＜空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量＞

$$\begin{aligned} & = \text{集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量} \times \text{集熱部面積} \\ & - \text{空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量} \\ & + \text{集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量} \\ & \quad \times \text{集熱部面積} - \text{給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量} \\ & \quad + \text{換気設備一次エネルギー消費量} \times \text{換気設備一次エネルギー消費削減率} \\ & \text{【※早見表はP.98～P.108 別表2参照】} \end{aligned}$$



再生可能エネルギー等(*)を含めた住宅の一次エネルギー消費削減量

$$\begin{aligned} & = (\text{断熱強化及び設備性能向上による一次エネルギー消費削減量} \\ & + \text{太陽熱温水器による一次エネルギー消費削減量} \\ & + \text{コージェネレーションシステムによる一次エネルギー消費削減量} \\ & + \text{空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量}) \end{aligned}$$

C: 申請する住宅の面積に応じた一次エネルギー消費削減量(は)の補正

$$= \text{再生可能エネルギー等を含めた一次エネルギー消費削減量} \div 120 \times \text{申請する住宅の延床面積}$$

D: 太陽光発電システムによる創エネルギー量の算出

＜算定ツールで計算する場合＞

$$= \text{算定ツールで求めた太陽光発電システムのエネルギー削減量} \div 0.44 \div \text{地域区分・暖冷房方式別の按分比率} \\ \text{（※按分比率はP.97 別表1参照）}$$

＜早見表から計算する場合＞

$$= \text{早見表 (P.109～P.112 別表3参照) による1KWあたりの一次エネルギー消費削減量} \times \text{発電出力}$$

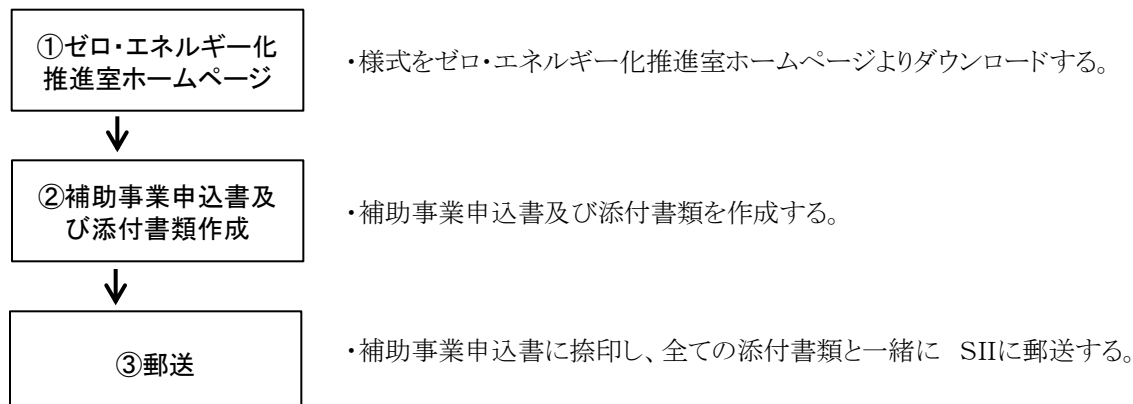
4-3 提出書類一覧表

書類名		内容	様式	作成例
①補助事業申込書		【様式第1】	【様式第1】	34ページ
②実施計画書		直近1年間のエネルギー別使用量等を記載するとともに、電気、ガス、灯油については証憑(請求書や検針票等の検針期間と使用量がわかるもの)の写しを添付すること 太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備を導入している場合は、電気の売電量及び発電量についても記載してください。 ※証憑の写しは、A4サイズ(複数月の検針票をA4用紙に貼り付けて、コピーを取る等)にまとめること	定型様式1	35～52ページ
③住宅事業建築主の判断の基準の算定プログラムに基づく算定シート		標準エネルギー消費量及びエネルギー消費削減量の計算過程において使用する数値の根拠となる算定プログラムに基づく算定シートをすべて提出すること	当該住宅事業建築主が新築した特定住宅(建売戸建住宅)(住宅タイプの)省エネルギー性能等の詳細【算定用プログラムに基づく報告用】	—
④Q値算出計算書		申請する住宅の熱損失係数Q値について、根拠となる計算書を提出すること (ただし既築の場合で、仕様規定による場合は不要)	定型様式8 または 様式自由	89～96ページ
⑤費用関係書類	費用総括表	費用明細書を元に、ZEHを構成する設備ごとの補助対象合計金額(税抜)を総括表に記載すること	定型様式2	53ページ
	費用明細書	ZEHを構成する補助対象設備ごとに、補助対象、補助対象外について材工別の費用明細を記載すること ※費用明細の項目と見積書の項目を一致させること(一式表記は不可)	定型様式3	54～63ページ
	見積書(写し)	工事請負契約予定の見積書のうち、下記の該当箇所を抜粋し、写しを添付すること (1)工事請負契約の全体見積金額が記載されている箇所 (2)補助対象工事に係る見積内容が記載されている箇所(補助対象外が含まれていても可) ※申請用に別途、見積書を作成する必要はない ※(2)は補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象を含む等)を記載するか、費目にマーク等を記すこと	様式自由	—
		上記3点を全て提出すること	—	—
⑥設備の設置図		補助対象設備の配置を設計図書に記載すること ※補助対象設備の全てについて配置及び配置数を記載すること	様式自由	65ページ
⑦仕様書(カタログの写し等)		ZEHを構成する補助対象設備全て(窓、断熱材等含む)についての仕様等が記載されたもの ※メーカーカタログの写しを使用する場合、該当する箇所にマーク等を記し、当該設備の性能・仕様が分かるようにすること ※市場流通価格の根拠となる資料についても添付すること 補助対象外の『エネルギー計測装置』の仕様書等、『太陽光発電システム』のカタログ、仕様がわかる取扱説明書、単線結線図、『蓄電池システム』の仕様書、カタログも添付すること	様式自由	—
⑧建築図面(手書き不可)	配置図	真北(しんぼく)と建物との方位角が明記されているもの	様式自由	—
	平面図(1/100以上)	・階層全て ・部屋名(実施計画書に記載の部屋名と同じ表現とし、部屋面積を㎡表記で記載) ・床面積の求積が明記されていること		
	立面図(1/100以上)	東西南北全て (太陽光発電のサイズ・設置位置等を記載したもの)		
	矩計図	躯体(屋根・天井、壁、床等)の構成材・断熱材の仕様および屋根勾配が明記されていること ※既築は不要		
	屋根伏図	太陽光パネルの配置が明記されているもの		
⑨事前相談結果票の写し	先進省エネルギーシステム	自然エネルギー等を取り入れた設計手法/自然エネルギー等を取り入れた制御機構 事前相談期間に、「先進省エネルギーシステム事前相談票」(定型様式4)を郵送で提出し、その後、SIから「先進省エネルギーシステム」による申込を可とFAXで通知した「事前相談結果票」の写し	SIから(FAXで)通知した書類の写し	—
	その他省エネルギーシステム	地中熱利用システム等 事前相談期間に、「その他省エネルギーシステム事前相談票」(定型様式4)を郵送で提出し、その後、SIから「その他省エネルギーシステム」による申込を可とFAXで通知した「事前相談結果票」の写し ※「その他省エネルギーシステム」での申込者のみ提出	SIから(FAXで)通知した書類の写し	—
⑩交付要件等確認書		申込者が、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報利用等について確認し了解した上で申込むこと。 申込者自身が提出書類一式について責任を持ち、虚偽、不正のないことを確認するための書類。必ず申請者自身が作成すること(手続代行者の作成は不可)	定型様式6	—
⑪提出書類チェックリスト		上記①～⑩の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックするもの(手続代行者のチェックで可)	定型様式7	—

※定型様式は「ゼロ・エネルギー化推進室」のホームページ (<http://www.zero-ene.jp/>) の案内に従い、様式をダウンロードして使用すること。

4-4 申請方法

- ・ゼロ・エネルギー化推進室ホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)より「様式」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。
- ・申込者は、公募期間中に書類を1部作成し、SIIに提出すること。（提出書類の控えを1部以上、手元に保管すること。）



4-5 公募期間及び提出先

（1）公募期間

（申請A）平成24年7月20日（金）～ 平成24年8月16日（木） ※私書箱必着
 （申請B）平成24年8月17日（金）～ 平成24年9月4日（火） ※私書箱必着

（2）申込書提出先及び問い合わせ先

【提出先】

〒100-8692 郵便事業(株) 銀座支店 私書箱636号

『 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 』 申請係

※（申請A）での申込みの場合は、『 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 **（申請A）申込書在中** 』
 （申請B）での申込みの場合は、『 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 **（申請B）申込書在中** 』
 と必ず封筒に記入ください。

※ SIIから申込者に対して申込書を受け取った旨の連絡は致しません。
 （到着確認を行いたい場合は、書留にて郵送ください。 ※メール便や宅配便は利用できません。）

【問合せ先】

TEL:03-6741-4544（10時～17時 平日のみ）

5. 補助事業申込書 及び添付書類の入力例

全ての申込みににおいて必要な書類

- ・提出書類リスト
- ・補助事業申込書(様式第1)
- ・実施計画書
- ・費用総括表
- ・費用明細書
- ・交付要件等確認書
- ・設備の設置図
- ・建築図面等(A1)の折り方

【提出書類チェックリスト(1／2)】

定型様式 7

提出書類チェックリスト（1／2）

申 込 者 名					
手続代行者名					
No	書 類 名	項 目	内 容	確認欄	
①	補助事業 申込書	様式	SIIが定めた様式第1(平成24年度版)であるか	☐	
		申込日	申込期間内の日付となっているか	☐	
		申込者	郵便番号	記載されているか	☐
			住所	現在居住している住所に間違いはないか	☐
			氏名	連名の場合にはその全員の氏名が記載されているか	☐
				ふりがなが記載されているか	☐
			電話番号	記載されているか	☐
			印鑑	印鑑登録印(連名の場合はそれぞれ押印されているか)	☐
		手続代行者	郵便番号	記載されているか	☐
			住所	記載されているか	☐
			会社名	記載されているか(スタンプでも可)	☐
			代表者等名	記載されているか	☐
			代表者印	社外文書に押印の印鑑(シャチハタ不可)	☐
		住宅	申請する住宅の所在地であるか		☐
			新築・既築の種別に○印が記載されているか		☐
		着工予定日	(申請Aの方のみ) 予約者決定(9月中旬予定)より遅い日付であるか		☐
			(申請Bの方のみ) 予約者決定(10月上旬予定)より遅い日付であるか		☐
		完了予定日	(新築・既築ともに) 平成25年1月31日までの日付であるか		☐
		補助金交付申請予定額	補助対象費用(税抜)を1/2した金額であるか		☐
			補助対象費用(税抜)が補助限度額350万円以下の金額であるか		☐
		手続代行者 連絡先	担当者	E-MAILアドレスが記載されているか	☐
			所属	支店名・部署名・部課名まで記載されているか	☐
			住所	担当者が所属する住所が記載されているか	☐
電話番号 FAX番号	記載されているか(携帯電話でも可)		☐		
②	実施計画書	記載事項	記載内容に記入漏れはないか	☐	
		添付書類	電気、ガス、灯油等の証憑(使用量の記載された請求書または検針票)の写しは添付されているか	☐	
③	住宅事業建築主の判断の基準の算定プログラムに基づく算定シート	「省エネ法 住宅事業建築主の判断基準算定用プログラム」を使用し、SIIの定めた入力規則に従って作成されているか		☐	
④	Q値算出計算書	申請する住宅の熱損失係数(Q値)の計算書は添付されているか ただし既築の場合で仕様規程による場合は不要		☐	

【提出書類チェックリスト(2/2)】

定型様式 7

提出書類チェックリスト（2/2）

No	書 類 名	項 目		内 容	確認欄
⑤	費用関係書類	費用総括表	様式	SIIが定めた定型様式であるか	☐
			内容	費用明細書との整合性はとれているか	☐
			金額計算	金額は税抜で記載されているか、また、小数点以下は切り捨てとなっているか	☐
			補助金交付申請予定額	補助金交付申請予定額は補助限度額350万円以下の金額となっているか	☐
		費用明細書	様式	SIIが定めた定型様式であるか(行の調整等の変更は可)	☐
			内容	費用総括表、見積書との整合性はとれているか	☐
			金額計算	金額は税抜で記載されているか、また、小数点以下は切り捨てとなっているか	☐
			記載方法	設備費と工事費に分けて記載されているか(一式表示は不可)	☐
			開口部工事	ガラス、またはサッシ毎に記載されているか。また、配置図と相関がとれているか	☐
			断熱材工事	(部材単価×施工面積 等)金額の根拠が明確に記載されているか。 また、配置図と相関がとれているか	☐
			空調設備 (該当者のみ)	機種毎に記載されているか。また、配置図と相関がとれているか	☐
給湯設備 (該当者のみ)	補助対象と補助対象外の箇所を公募要領に沿って記載しているか		☐		
見積書の写し		見積書の発行元・宛先が明記されているか	☐		
⑥	設備の設置図			補助対象設備等の配置がわかるものであるか。また、照明設備は配置及び配置数がわかるものであるか。	☐
⑦	仕様書(カタログの写し等)			補助対象設備として申請する全てのものを揃えているか	☐
				型式(品番)、性能、効率がわかるものであるか	☐
				メーカーカタログ等、同頁に複数の設備が記載されているものについては、該当する箇所にマーク等を記しているか	☐
				市場流通価格の根拠となる資料は添付しているか	☐
				太陽光発電システムについて、仕様がわかる取扱説明書、カタログ、単線結線図が添付されているか	☐
				蓄電池システムについて、仕様書、カタログが添付されているか(該当者のみ)	☐
				エネルギー計測装置について、メーカー発行の仕様書が添付されているか	☐
⑧	建築図面	配置図	真北(しんぼく)と建物との方位角が明記されているか	☐	
		平面図 (1/100以上)	階層全であるか	☐	
			方位、部屋名を記載しているか、床面積の求積が明記されているか。	☐	
		立面図 (1/100以上)	東西南北全であるか、太陽光発電システムのサイズ・設置位置等は明記されているか	☐	
		矩計図	躯体の構成材・断熱材の仕様及び屋根勾配が明記されているか(既築は不要)	☐	
		屋根伏図	太陽光パネルの配置が明記されているか	☐	
⑨	※事前相談結果票の写し	先進省エネルギーシステム	SIIからFAXで送付したものの写しであるか	☐	
		その他省エネルギーシステム ※「その他省エネルギーシステム」での申込者のみ	SIIからFAXで送付したものの写しであるか	☐	
⑩	交付要件等確認書	様式	SIIが定めた定型様式であるか	☐	
		記入者	申込者が記載したものであるか(手続き代行者の代筆は不可)	☐	
⑪	提出書類チェックリスト			チェック漏れはないか	☐
				2ページ分揃っているか	☐

【補助事業申込書(様式第1)】

様式第1（補助事業申込書）

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

・申込者印は実印で
(連名者がある場合には連名者も実印を捺印)
・手続代行者印は代表者印で
※シャチハタは不可

印

手続代行者 郵便番号
住所
会社名
代表者等名

印

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進補助事業
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
申込書

住
の規
一化

・新築か既築か該当する種別を○で囲む
・申請する住宅の所在地を記入

補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）交付規程第4条
建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ゼロ・エネルギー
補助事業の申込みをします。

1. 申請する住宅の所在地（新築・既築）

住所

都道府県

申請内容に係る工事及び補助対象工事の完了かつ、
補助対象の全ての支払いが完了した日のことをいう
※期限
(新築・既築ともに)は平成25年1月31日(木)まで

2. 工事予定期間等

着工予定日

平成 年 月 日

完了予定日

平成 年 月 日

・工事の着工予定日(建物の着工日ではない)
・予約者の決定通知の日付以降であること

3. 補助金交付申請予定額

円 (対象費用の1/2)

税抜

350万円

・消費税をのぞいた対象費用総額の1/2の金額を記入
(補助限度額350万円を超える場合は350万円と記入)

(手続代行者連絡先)

担当者

所 属

住 所

電 話 番 号

F A X 番 号

・担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当者が望ましい
・電子メールが使用可能な場合、担当者氏名の後ろに必ず **電子メールアドレス**を記入してください

経済
助金

から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロとなる住宅を導入しよ
うとする方に交付するものです。

34

【実施計画書（1／18）】

【新築・既築】
定型様式 1 （1／18）

実施計画書（新築・既築）

申請区分

A

申請する公募期間の区分を選択
(申請A)⇒「A」、(申請B)⇒「B」

1. 申込者

氏名

電話番号

2. 住宅の概要

居住者人数(予定)

人

申請する住宅についての情報を記入

地域

IVa

↑ 該当地域をプルダウンで選択する(※公募要領77～87ページ)

工法

☐ 木造(軸組工法)

☐ 木造(枠組壁工法)

☐ 軽量鉄骨造

☐ RC造

☐ S造(外張・内張断熱工法)

☒ S造(外張・内張断熱工法以外の工法)

☐ その他()

↑ 該当工法に■をつける

延床面積

144.0

m²

(小数点第1位まで、2位以下切捨て)

床面積

B1F

m²、1F

100.0

m²、2F

44.0

m²、

m²

3. 補助対象設備

補助申請設備

断熱性能	熱損失係数(Q値)=(1.8)W/m ² ・K				
	暖房	冷房	給湯	換気	照明
設備	☒	☒	☒	☒	☒
先進省エネルギーシステム	☐	☒	☐	☐	☐
その他省エネルギーシステム	☐	☐	☐	☐	☐
蓄電池システム	☐				

↑ 該当する補助申請設備に■をつける

先進省エネルギーシステム
事前相談結果No.

事前相談結果票に記載されている番号を記入
(その他省エネルギーシステムに関しては事前相談を申請した方のみ)

その他省エネルギーシステム
事前相談結果No.

4. 補助事業の効果(後述の計算結果記入表より設定される)

・一次エネルギー消費削減率	131.6	%	(小数点第一位まで、二位以下切捨て) 後述(R)より転記
・標準一次エネルギー消費量	75.8	GJ/年	(小数点第一位まで、二位以下切捨て) 後述(Est')より転記
・一次エネルギー消費削減量	99.8	GJ/年	(小数点第一位まで、二位以下切捨て) 後述(Stotal)より転記
・費用対効果	36.0	円/MJ	(小数点第一位まで、二位以下切捨て) 後述(費用対効果)より転記

【実施計画書（2／18）】

【新築・既築】
定型様式1（2／18）

5. 補助事業概要図（イラスト、システム図等を用いて説明する）

イラスト、システム図等を用いて説明する

【実施計画書（3／18）】

【新築・既築】
定型様式1 (3/18)

6. 住宅の仕様 ※導入する設備について○をつけて下さい。●は必須です。

該当項目 に○をつ ける	設備等種類	種 別 (該当する種別に■をつけて下さい)
●	断 熱	※詳細は、8.住宅の断熱仕様で記載する
	空調設備	☒ 高効率個別エアコン ☐ HP式セントラル空調システム ☒ 温水式床暖房 ☐ 温水式パネルラジエーター ☐ その他()
	換気設備	☐ ダクト式第一種換気設備 ☐ ダクト式第一種換気設備(熱交換あり) ☒ ダクト式第二種または第三種換気設備 ☐ 壁掛け同時給排気型ファン ☐ 壁掛け同時給排気型ファン(熱交換あり) ☐ 壁掛け給気型ファンまたは壁掛け排気型ファン ☐ その他()
	給湯設備	☐ CO2冷媒HP給湯器 ☒ ガス瞬間式給湯機(潜熱回収型) ☐ 石油瞬間式給湯器(潜熱回収型) ☐ ガスエンジン給湯器 ☐ 太陽熱給湯器 ☐ その他()
	照明設備	☒ LED(一定の安全性の配慮がなされている設備に限る) ☒ 蛍光灯(インバータタイプで100lm/W以上のもの) ☒ 蛍光灯(インバータタイプでセンサー付きタイプのもの) ※一定の省エネ効果のある設備に限る
●	太陽光発電システム	※メーカー名、型式、太陽電池モジュールの種類、セル実行変換効率、公称最大出力を記入 メーカー: ○○○ 型番:XXX-XX 太陽電池モジュールの種類: シリコン単結晶系太陽電池 セル実行変換効率: 16.0% 公称最大出力: 195W
●	エネルギー計測装置	※メーカー名、型式等を記入 ○○○ ×× 1234-500
●	先進省エネルギーシステム	システム名等を記入、(事前相談結果No:) ☒ 開口部通風利用システム
	その他省エネルギーシステム	システム名等を記入、(事前相談結果No:)
	蓄電池システム	☐ 鉛蓄電池 ☐ その他()

7. 他の補助金への申請状況

他の補助金等に応募(申請)している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

☐平成24年度住宅のゼロ・エネルギー化推進事業
☐平成24年度民生用燃料電池導入支援事業
☐住宅用太陽光発電導入支援補助金
☐エネルギー管理システム導入促進事業費補助金
☐定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
☐その他()

※今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません

【実施計画書（4／18）】

【新築・既築】
定型様式 1 （ 4 ／ 1 8 ）

8. 住宅の断熱仕様

(1) 当該住宅の高断熱仕様

当該住宅の熱損失係数(Q値)	2.46	W/㎡・K
夏期日射取得係数	0.055	(VI地域の場合のみ)

(2) 各部位の断熱仕様（※必ず仕様書（カタログ）の写しを添付すること）

（新築） 導入する主たる断熱材の仕様情報を記入

熱的境界部位		断熱材の種類	熱伝導率 (W/mK)	厚さ (mm)	面積 (㎡)
屋 根		熱的境界となる屋根面なし			
天 井		吹込用GW2種18K相当	0.052	250	68.02
外壁	一般部	吹込用GW2種18K相当	0.052	140	72.29
	階間部	吹込用GW2種18K相当	0.052	140	10.25
床	土間床は面積最大のものの内容を転記	吹込用ロックウール断熱材(マット)	0.036	120	45.79
	その他の部分	断熱なし			
土間床	外気に接する部分	押出法ポリスチレンフォーム3種	0.028	75	6.37
	(土間面)	断熱なし			
その他					

（新築） 導入する面積最大の窓、次に大きい窓の2つについて記入（種類を2つまで）

部 位	種 類(ガラス種類・サッシ種類等)	付属品	熱貫流率 (W/㎡K)	日射 侵入率	面積 (㎡)
窓1	低放射複層・樹脂サッシ	障子	2.33	0.18	4.59
窓2	遮熱低放射複層・樹脂サッシ	レースカーテン	2.33	0.33	3.47
ドア	ハニカムフラッシュ構造		4.65		1.89

【実施計画書（5／18）】

【新築・既築】
18)

(新築) 次世代省エネルギー基準に相当
※ 導入する仕様情報の値と次世代省エネ
比較用)に、R値基準で同一断熱材で等級4をちょうど満たすような断熱厚を記入する
比較値を取りたいため、新築の方も記入をお願いします。

(既築) 導入する主たる断熱材の仕様情報を記入

前のページの断熱材を転記		断熱材の種類	熱伝導率 (W/mK)	厚さ (mm)	面積	次世代省エネ 基準への適合
		熱的境界となる屋根面なし			等級4を満たす断熱厚を記入	
天 井		吹込用GW2種18K相当	0.052	210	68.02	○
外壁	一般部	吹込用GW2種18K相当	0.052	115	72.29	○
	階間部	吹込用GW2種18K相当	0.052	115	10.25	○
床	外気に接する部分	住宅用ロックウール断熱材(マット)	0.036	90	45.79	○
	その他の部分	断熱なし				
土間床	外気に接する部分	押出法ポリスチレンフォーム3種	0.028	50	周長(m) 6.37	○
	(土間面)	断熱なし				
その他						

(新築) 次世代省エネルギー基準に相当
※ 導入する仕様情報の値と
比較用)に、熱貫流率基準・日射侵入率基準で等級4をちょうど満たすような仕様を記入する
比較値を取りたいため、新築の方も記入をお願いします。

(既築) 導入する開口部の仕様情報を記入(代表的な種類を2つまで)

部 位	種 類(ガラス種類・サッシ種類等)	付属品	熱貫流率 (W/m ² K)	日射 侵入率	面積 (m ²)	次世代省エネ 基準への適合 確認
窓1	普通複層・アルミサッシ	内付けブラインド	4.65	0.44	4.59	○
窓2	普通複層・アルミサッシ	内付けブラインド	4.65	0.44	3.47	○
ドア	ハニカムフラッシュ構造		4.65		1.89	○

【実施計画書（6／18）】

【新築・既築】
定型様式1（6／18）

9. 住宅の補助金対象設備仕様

(1) 空調設備

補助対象の空調設備情報 ※床暖の場合は、導入する全ての居室名を記入し、設備は代表する居室のみ記入で可とする。

	居室名 (補助対象の居室のみ記入) 【LD、和室、洋室等】	メーカー名	機種名 (モデル)	設備の性能					台数 (台)
				熱源			放熱		
				暖房 COP・効率	冷房 COP・効率	省エネ基準 達成率(%)	放熱率 (%)		
居室①	LDK	〇〇〇	エアコン AB-CD123	4.80	4.00	114 %	%	1	
居室②	LDK	(熱源) △△△ (パネル) ☆☆☆	(熱源) HP温水式床暖房 P-QRS (パネル) YUKADAN-X	3.90		%	90 %	1	
居室③	主寝室	〇〇〇	エアコン AB-XY987	5.91	5.45	124 %	%	1	
居室④	子供室1	〇〇〇	エアコン AB-XY987	5.91	5.45	124 %	%	1	
居室⑤	子供室2	〇〇〇	エアコン AB-XY987	5.91	5.45	124 %	%	1	
居室⑥									
居室⑦									
居室⑧						%	%		
居室⑨						%	%		
居室⑩						%	%		

※ヒートポンプ式はCOPを記入、その他は効率(%)を記入
※床暖房など放熱器を有するものは、上面放熱率を記入
※省エネ基準達成率は、個別エアコンの場合記入。
統一省エネラベル4つ星以上(省エネ基準達成率114%以上)

(2) 換気設備

補助対象の換気設備情報

メーカー名	機種名 (型式)	熱(温度) 交換効率 ※いずれか記入		DCモーターの 場合○を記入	台数 (台)
		顕熱回収型	全(潜)熱回収型		
□□□	VENT-999	%	65 %		1
		%	%		

(3) 給湯設備

補助対象の給湯設備情報

メーカー名	機種名 (型式) 熱源の型式等を記入	効率					追焚 保温 (有無)	台数 (台)	
		電気		石油	ガス エンジンの 場合 ○を記入				
		APF (JRA)	APF (JIS)	エネルギー 消費効率(%)					
◇◇◇	HW12321			%	92	%		有	1
				%		%			
				%		%			

【実施計画書（7／18）】

【新築・既築】
定型様式1（7／18）

(4) 照明設備

補助対象の照明設備情報

設置場所		メーカー名	機種名 (型式)	LEDの 場合○ を記入	照明 エネルギー 消費効率 (lm/W)	調光・ センサー類	台数
1	LDK	○○○	LIT-201201		110		2
2	LDK	○○○	LIT-201202		100	調光	1
3	和室	○○○	LIT-201203		100		1
4	ホール	○○○	LIT-201204	○			2
5	寝室	○○○	LIT-201203		110	調光	1
6	子供室1	○○○	LIT-201203		110		1
7	子供室2	○○○	LIT-201203		110		1
8	玄関ポーチ	○○○	LIT-201205		100	人感センサー	1
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※照明設備の配置及び個数が分かる設置図を用意すること。

【実施計画書（8／18）】

【新築・既築】
定型様式 1 （ 8 ／ 1 8 ）

(5) 先進省エネルギーシステム

補助対象の先進省エネルギーシステムの概要（システム図と説明）
（申請したシステム名称、導入予定の先進省エネルギーシステム概要を分かりやすいようにイラスト、システム図等を用いて説明する）

(6) その他省エネルギーシステム（該当者のみ記入）

補助対象のその他省エネルギー設備の概要（システム図と説明）
（申請したシステム名称、導入予定の省エネルギーシステム概要を分かりやすいようにイラスト、システム図等を用いて説明する）

(7) 蓄電池システム（該当者のみ記入）

蓄電池	種類	
	メーカー名	
	型式	
	定格容量	
	セル数(単電池の数)	

電力変換装置	種類	
	メーカー名	
	型式	
	定格出力	

【実施計画書（9／18）】

【新築・既築】
定型様式 1 （9／18）

10. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出
※標準エネルギー消費量及びエネルギー消費削減量の算定方法については、27ページを参照してください

・住宅事業建築主の判断基準の算定用Webプログラムまたは算定シート（以下、算定ツール）をご活用ください。

算定ツール

VER.

1.2

←使用した算定ツールのバージョンを記入する。

プログラム初期画面の「計算バージョン」の値を記入

計算結果記入表

※計算結果記入表は後述のエネルギー計算の途中過程における計算結果も記入して使用してください。

※表に記入すると後

※網掛け部分は、計

コージェネレーションシステムを設置する場合は、Q値が【断熱区分(オ)】を超える断熱性能の場合でも手順1-②に加えて、必ず手順1-①に示す計算方法も算出すること

算定ツール結果の当該特定住宅(住宅タイプ)の基準一次エネルギー消費量(一戸当り)

■住宅の基準・標準一

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	Ess	56.9	GJ/戸・年	算定ツールの結果を転記
標準一次エネルギー消費量		63.2	GJ/戸・年	Ess ÷ 0.9

■一次エネルギー

EH1: 暖房設備一次エネルギー消費量

の効率は除く(もの)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
暖房設備一次エネルギー消費量	EH1	6.4	GJ/戸・年	算定ツールの結果を転記
	Q2	2.7	W/㎡・K	熱損失係数(Q値)早見表の断熱区分(ウ)の値
	H2	18.3	GJ/戸・年	Q2で計算した算定ツールの結果を転記
	Q1	1.9	W/㎡・K	熱損失係数(Q値)早見表の断熱区分(オ)の値
	H1	6.4	GJ/戸・年	Q1で計算した算定ツールの結果を転記
冷房設備一次エネルギー消費量	EHQ	4.9	GJ/戸・年	手順1-②-1)の計算式に従う
	EC1	2.9	GJ/戸・年	算定ツールの結果を転記
	Q2	2.7	W/㎡・K	熱損失係数(Q値)早見表の断熱区分(ウ)の値
	C2	2.6	GJ/戸・年	Q2で計算した算定ツールの結果を転記
	Q1	1.9	W/㎡・K	熱損失係数(Q値)早見表の断熱区分(オ)の値
換気設備一次エネルギー消費量	C1	2.9	GJ/戸・年	Q1で計算した算定ツールの結果を転記
	ECQ	2.9	GJ/戸・年	手順1-②-1)の計算式に従う
	EV	9.6	GJ/戸・年	算定ツールの結果を転記
給湯設備一次エネルギー消費量	EHW	19.7	GJ/戸・年	算定ツールの結果を転記
照明設備一次エネルギー消費量	EL	8.3	GJ/戸・年	算定ツールの結果を転記
その他省エネルギーシステムを導入する場合	暖房設備一次エネルギー消費削減率	—	%	事前相談票の結果を転記
	冷房設備一次エネルギー消費削減率	—	%	事前相談票の結果を転記
	換気設備一次エネルギー消費削減率	—	%	事前相談票の結果を転記
	給湯設備一次エネルギー消費削減率	—	%	事前相談票の結果を転記
一次エネルギー消費量(面積補正前)	Q値が熱損失係数(Q値)早見表、断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	EH1 + EC1 + EV + EHW + EL	GJ/戸・年	
	Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合	EHQ + ECQ + EV + EHW + EL	GJ/戸・年	
断熱性能及び設備性能向上による一次エネルギー消費削減量(省エネルギーA)	Q値が熱損失係数(Q値)早見表、断熱区分(ウ)～(オ)に示す値の場合	Est - Etotal(EH1 + EC1 + EV + EHW + EL)	GJ/戸・年	
	Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合	Est - Etotal(EHQ + ECQ + EV + EHW + EL)	GJ/戸・年	

【実施計画書（10／18）】

【新築・既築】
定型様式1（10／18）

■再生可能エネルギー等を含めた住宅の一次エネルギー消費削減量の算出		記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽熱温水器	一次エネルギー消費量	EHWS	16.3	GJ/戸・年	太陽熱温水器設置ありで計算した算定ツールの結果を転記
	一次エネルギー消費削減量	SB	3.4	GJ/戸・年	EHWS - EHWS
按分比率	按分比率	—	63.0	%	別表1 地域区分・暖冷房方式別の按分比率より設定
コージェネレーションシステム	コージェネレーション設置ありの場合のEcgs:コージェネレーションシステムを設置する場合	Ecgs	45.5	GJ/戸・年	コージェネレーションシステムありで計算した算定ツールの結果
	補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'	35.1	GJ/戸・年	Est - (Est - Ecgs) ÷ 按分比率
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量C)	SC	11.8	GJ/戸・年	Ettotal - Ecgs'
空気集熱式太陽熱利用ありの場合	①太陽熱を暖房のみ、又は暖房と給湯に利用する場合 EHr:別表2-1-a又は別表2-1-bから読み取る	Ag	12	m ²	建築図面より算出
	②太陽熱を暖房と給湯に利用する場合 EHWr:別表2-1-dから読み取る 上記以外は、EHWr:0とする	As	0	m ²	建築図面より算出
	③システム駆動専用の太陽光発電の場合 EHsystem:0とする EHWsystem:0とする	A	12	m ²	Ag + (As ÷ 2)
	④24時間換気との連動の場合 RV:別表2-1-fから読み取る	EHr	0.201	GJ/年m ²	別表2-1-aまたはb 集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギーの削減量より設定
	⑤システム駆動専用の太陽光発電の場合 EHsystem:0とする EHWsystem:0とする	EHsystem	1.652	GJ/戸・年	別表2-1-c 空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量より設定
	⑥24時間換気との連動の場合 RV:別表2-1-fから読み取る	EHWr	0.316	GJ/年m ²	別表2-1-d 集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギー削減量より設定
	⑦24時間換気との連動の場合 RV:別表2-1-fから読み取る	EHWsystem	1.062	GJ/戸・年	別表2-1-e 給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量より設定
消費量	換気設備一次エネルギー消費削減率	RV	0	—	別表2-1-f 換気エネルギーの削減効果についてより設定
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量D)	SD	3.4	GJ/戸・年	(EHr × A - EHsystem) + (EHWr × A - EHWsystem) + (EV × RV)
	再生可能エネルギー等を含めた一次エネルギー消費削減量(面積補正前)	Ssubtotal	36.4	GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD

■面積に応じた一次エネルギー消費削減量の補正				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
(ろ) 標準一次エネルギー消費量	Est'	75.8	GJ/戸・年	Est ÷ 120×延床面積
(は) 一次エネルギー消費削減量	Ssubtotal'	43.6	GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120×延床面積
一次エネルギー消費削減量(省エネ量E)	Ettotal'	32.2	GJ/戸・年	Est' - Ssubtotal'

■太陽光発電によるEPVC:太陽光発電システムの発電量(評価分)		記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光発電システム	算定ツールで計算する場合	EPVC	15.6	GJ/戸・年	算定ツールの結果を転記
	(に) 一次エネルギー消費削減量(省エネ量E)	SE	56.2	GJ/戸・年	EPVC ÷ 0.44 ÷ 按分比率
	1kWあたりの一次エネルギー消費削減量	—		GJ/戸・年	別表3 太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表より設定
	発電出力	—		kW	設置するパネルの容量合計
早見表で計算する場合	発電出力	—		kW	設置するパネルの容量合計
	(に) 一次エネルギー消費削減量(省エネ量E)	SE		GJ/戸・年	早見表による1kWあたりの一次エネルギー消費削減量 × 発電出力

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出					
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等	
補助対象費用	1/2する前の税抜費用	3,600,000	円	1/2する前の費用(税抜)	
熱損失係数(Q値)	－	1.8	W/ ㎡・K	実施計画書1頁目で設定した値	
延床面積	－	144.0	㎡	実施計画書1頁目で設定した値	
(は)＋(に) 一次エネルギー削減量	Stotal	99.8	GJ/ 戸・年	Ssubtotal'＋SE	
{(は)＋(に)}÷(ろ)×100 一次エネルギー削減率	R	131.6	%	Stotal÷Est'×100	
費用対効果	－	36.0	円/MJ	補助対象費用÷(Stotal×1000)	

【実施計画書（11／18）】

【新築・既築】
定型様式 1（11／18）

① 断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量(は)を算出

■熱損失係数(Q値)早見表

地域区分	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳa	Ⅳb	V	Ⅵ
断熱区分(ウ)	1.6		1.9	2.4	2.7			3.7
断熱区分(オ)	1.4			1.9				3.7

★コージェネレーションシステムを設置する場合は、Q値が[断熱区分(オ)]を超える断熱性能の場合でも、
手順1-②に加えて、必ず手順1-①に示す計算方法で一次エネルギー消費量[面積補正前](Etotal)も算出すること

手順1 標準一次エネルギー消費量および一次エネルギー消費削減量の算出(面積補正前)
① Q値が[断熱区分(ウ)～(オ)]に該当する場合(省エネ量Aの算定)

- ※ 太陽熱温水器、コージェネレーションシステム、太陽光発電システムを設置する場合でも、「設置なし」を選択して算定ツールで計算すること。
- ※ Q値は、熱損失係数(Q値)早見表参照。
- ※ その他省エネルギーシステムの各削減率を入力した場合、削減率を含めた値で算出します。

■標準一次エネルギー消費量(算定)の算出

計算結果の「標準一次エネルギー消費量」を転記

量 ÷ 0.9

(Ess) 56.9 ÷ 0.9 = (Est) 63.2 GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

■一次エネルギー消費量[面積補正前] (Etotal) の算出

暖房設備一次エネルギー消費量 (EH1) + 冷房設備一次エネルギー消費量 (EC1) +
換気設備一次エネルギー消費量 (EV) + 給湯設備一次エネルギー消費量 (EHW) +
照明設備一次エネルギー消費量 (EL)

計算結果の各一次エネルギー消費量を転記

(EH1) 6.4 + (EC1) 2.9 + (EV) 9.6 +
(EHW) 19.7 + (EL) 8.3 = (Etotal) 46.9 GJ/戸・年

■一次エネルギー消費削減量 (省エネ量A) の算出

標準一次エネルギー消費量[面積補正前] (Est) - 一次エネルギー消費量[面積補正前] (Etotal)

(Est) 63.2 - (Etotal) 46.9 = (SA) 16.3 GJ/戸・年

【実施計画書（12／18）】

【新築・既築】
定型様式 1 （12／18）

② Q値が[断熱区分(オ)]を超える断熱性能の場合(省エネ量Aの算定)
A. 暖房・冷房設備一次エネルギー消費量の補正方法

※ 太陽熱温水器、コージェネレーションシステム、太陽光発電システムを設置する場合でも、「設置なし」を選択して算定ツールで計算すること。

[断熱区分(オ)]と[断熱区分(ウ)]で一次エネルギー消費量を計算し、補正を行う。

- 熱損失係数 (Q値) 早見表の[断熱区分 (オ)] : Q1
- [断熱区分 (オ)] で行った算定ツール結果の暖房設備一次エネルギー消費量 : H1
- [断熱区分 (オ)] で行った算定ツール結果の冷房設備一次エネルギー消費量 : C1
- 熱損失係数 (Q値) 早見表の[断熱区分 (ウ)] : Q2
- [断熱区分 (ウ)] で行った算定ツール結果の暖房設備一次エネルギー消費量 : H2
- [断熱区分 (ウ)] で行った算定ツール結果の冷房設備一次エネルギー消費量 : C2

1) 申請する断熱性能、暖房・冷房方式における暖房・冷房設備一次エネルギー消費量の算出

■ 申請する断熱性能 Q値 : Q

■ 申請する断熱性能における暖房設備一次エネルギー消費量 (EHQ) の算出

(断熱性能(ウ)で計算した暖房設備一次エネルギー消費量) - (断熱性能(オ)で計算した暖房設備一次エネルギー消費量) × (断熱性能(オ)のQ値 - 断熱性能(ウ)のQ値) ÷ (断熱性能(オ)のQ値 - 断熱性能(ウ)のQ値)

実際のQ値 (Q) - 断熱性能(オ)のQ値 (Q1) + 断熱性能(ウ)のQ値 (Q2) - 断熱性能(オ)のQ値 (Q1)

((H2) 18.3 - (H1) 6.4) × ((Q) 1.8 - (Q1) 1.9) ÷ ((Q2) 2.7 - (Q1) 1.9) = (EHQ) 4.9 GJ/戸・年

※ 暖房設備一次エネルギー消費量 (EHQ) がマイナスの場合は、0とします。

■ 申請する断熱性能における冷房設備一次エネルギー消費量 (ECQ) の算出

(断熱性能(ウ)で計算した冷房設備一次エネルギー消費量) - (断熱性能(オ)で計算した冷房設備一次エネルギー消費量) × (断熱性能(オ)のQ値 - 断熱性能(ウ)のQ値) ÷ (断熱性能(オ)のQ値 - 断熱性能(ウ)のQ値)

実際のQ値 (Q) - 断熱性能(オ)のQ値 (Q1) + 断熱性能(ウ)のQ値 (Q2) - 断熱性能(オ)のQ値 (Q1)

((C2) 2.6 - (C1) 2.9) × ((Q) 1.8 - (Q1) 1.9) ÷ ((Q2) 2.7 - (Q1) 1.9) = (ECQ) 2.9 GJ/戸・年

※ 冷房設備一次エネルギー消費量 (ECQ) がマイナスの場合は、0とします。

2) 標準一次エネルギー消費量および一次エネルギー消費削減量の算出[面積補正前]

■ 標準一次エネルギー消費量 (Est) の算出

基準一次エネルギー消費量を転記(断熱区分(ウ)(オ)どちらの結果も同じ) ÷ 0.9

(Ess) 56.9 ÷ 0.9 = (Est) 63.2 GJ/戸・年

■ 一次エネルギー消費量[面積補正前] (Etotal) の算出

暖房設備一次エネルギー消費量 (EHQ) + 冷房設備一次エネルギー消費量 (ECQ) + 換気設備一次エネルギー消費量 (EV) + 給湯設備一次エネルギー消費量 (EHW) + 照明設備一次エネルギー消費量 (EL)

(EHQ) 4.9 + (ECQ) 2.9 + (EV) 9.6 + (EHW) 19.7 + (EL) 8.3 = (Etotal) 45.4 GJ/戸・年

※ EV、EL、EHWは、断熱区分(オ)での算定結果

■ 一次エネルギー消費削減量 (省エネ量A) の算出

標準一次エネルギー消費量[面積補正前] (Est) - 一次エネルギー消費量[面積補正前] (Etotal)

(Est) 63.2 - (Etotal) 45.4 = (SA) 17.8 GJ/戸・年

【実施計画書（13／18）】

【新築・既築】
定型様式 1（13／18）

手順1' 再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出

■太陽熱温水器を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出(省エネ量Bの算定)[該当者のみ]

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様で太陽熱温水器を設置ありとして算定ツールで計算すること。

■太陽熱温水器「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果：給湯設備一次エネルギー消費量（EHWS）

■太陽熱温水器による一次エネルギー消費削減量の算出

太陽熱温水器を設置しない場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量 (EHW)

－太陽熱温水器を設置する場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量 (EHWS)

(EHW)19.7

－

(EHWS)16.3

=

(SB)3.4

GJ/戸・年

給湯設備一次エネルギー消費結果を転記

太陽熱温水器設置ありで計算した結果(給湯)を転記

■コージェネレーションシステムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出(省エネ量Cの算定)[該当者のみ]

住宅事業建築主の判断の基準におけるコージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は、家電相当分を除く評価となっている。また、太陽光発電設備と併用する場合はコージェネレーションシステムの発電量に応じて太陽光発電システムの売電量が増加することから、この売電量の増加分も一次エネルギー消費削減量から除いて評価される。

本事業では、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は全量を省エネ量として評価することとし、下記の手順で算定ツールでの計算結果を補正し、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量を求める。

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様でコージェネレーションシステムを設置ありとして算定ツールで計算すること。

■コージェネレーションシステム「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果

・コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費量（Ecgs）

・標準一次エネルギー消費量（Est）※

※ 手順1-①で算出済み。ただし、コージェネレーションシステムありとした場合の計算結果における「基準一次エネルギー消費量」÷0.9の値と一致することを確認すること。

■補正後コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費削減量の算出

標準一次エネルギー消費量 (Est)－〔（標準一次エネルギー消費量 (Est)－コージェネレーションシステムありとして計算した結果（一次エネルギー消費量）を記入）×按分比率〕

(Est)63.2

－

{ ((Est)63.2

－

(Ecgs)45.5

) ÷

(按分比率)63%

=

(Ecgs')35.1

(小数点2位以下切り捨て)

手順1-①の結果を転記

別表1 地域区分・暖冷房方式別の按分係数から読み取る

■コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費削減量の算出

一次エネルギー消費量 (Etotal)－（Ecgs'）

(Etotal)46.9

－

(Ecgs')35.1

=

(SC)11.8

GJ/戸・年

※必ず、手順1-①の結果を転記してください

※本計画は、コージェネレーションシステムと太陽熱温水器、コージェネレーションシステムと空気集熱式太陽熱利用システム(暖房・給湯利用)の併用はできないものとする。(いずれかのシステムにて評価する)

※コージェネレーションシステムと、算定ツールの最小Q値未満の断熱性能を申請する場合、空気集熱式太陽熱利用システム(暖房)を併用する場合は、コージェネレーションシステムなしの場合に対して、それぞれの省エネ量を別途計算する。

【実施計画書（14／18）】

【新築・既築】

定型様式 1 （ 1 4 ／ 1 8 ）

■空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出(省エネ量Dの算定)[該当者のみ]

採用する空気集熱式太陽熱利用システムの概要および断熱区分別の早見表から集熱部の方位角・傾斜角に応じた値を求め、空気集熱式太陽熱利用システムの一次エネルギー消費削減量を求める。

- 手法1 : 太陽熱を暖房のみに利用
- 手法2 : 太陽熱を暖房と給湯に利用
- 手法3 : システム駆動専用の太陽光発電の採用
- 手法4 : 24時間換気との連動

- ・手法1、手法2を採用する場合、(EHr)は暖房方式に応じて「全館連続暖房(別表2-1-a)」、「部分間欠暖房(別表2-1-b)」のいずれかから求めてください。
- ・手法2を採用する場合は、(EHWr)を(別表2-1-d)から求めてください。
- ・手法3を採用する場合は、(EHsystem)および(EHWsystem)は0としてください。
- ・手法4を採用する場合は、(RV)を(別表2-1-f)から求めてください。

■集熱部面積 (A) の算出

透過体を持つ集熱部 (Ag) + (透過体のない集熱部 (As) ÷ 2)

(Ag)12

+

(As)0

÷

2

=

(A)12

m²

(小数点2位以下切り捨て)

手法1または手法2の場合
別表2-1-aまたは2-1-b 集熱部の単位面積あたりの
暖房一次エネルギーの削減量から読み取る

別表2-1-e 給湯用採熱に要するシス
テムの一次エネルギー消費量から読
み取る。手法3を採用しない場合は0と
する。

■空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量の算出

(集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量 (EHr) × 集熱部面積 (A) - (集熱部単位面積あたりの給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 (EHsystem) × 集熱部面積 (A) + (集熱部単位面積あたりの換気設備一次エネルギー消費削減量 (EV) × 集熱部面積 (A) - (集熱部単位面積あたりの換気設備一次エネルギー消費削減量 (RV) × 集熱部面積 (A))

(EHr)0.201

×

(A)12

-

(EHsystem)1.652

×

(A)12

+

(EV)9.6

×

(A)12

-

(RV)0

×

(A)12

=

(SD)3.4

GJ/戸・年

(小数点2位以下切り捨て)

別表2-1-c 空気搬送に要するシス
テムの一次エネルギー消費量から読み
取る。手法3を採用しない場合は0
とする。

手法2の場合
別表2-1-d 集熱部の単位面積あた
りの給湯一次エネルギー削減量か
ら読み取る。手法2を採用しない場合は0とする。

手法4の場合
別表2-1-f 換気エネルギーの削減効
果についてから読み取る。

計算結果の換気設備一次エネルギー消費量を転記

48

【実施計画書（15／18）】

【新築・既築】

定型様式 1（15／18）

手順2 申請する住宅の面積に応じた標準一次エネルギー消費量(ろ)および一次エネルギー消費削減量(は:省エネ量A～D)の補正

住宅事業建築主の判断の基準における一次エネルギー消費量は、標準プラン(延床面積120㎡)の住宅に各種対策を施した場合の一次エネルギー消費量として計算される。この標準プランにおける一次エネルギー消費量を概ねゼロとする太陽光発電システムを導入しようとする場合、実際に建設される住宅の面積によっては、過大あるいは過小となる可能性がある。そこで、本事業への応募にあたっては、実際に設置する太陽光発電容量とのバランスを補正するため、下記のように、申請する住宅の延床面積による一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の補正を行い、評価する。

■標準一次エネルギー消費量(ろ)の算出

標準一次エネルギー消費量(Est) ÷ 120 × 延床面積 = (Est') GJ/戸・年

標準一次エネルギー消費量(Est)

63.2

÷ 120 ×

(延床面積)

144.0

㎡

=

(Est')

75.8

GJ/戸・年

(小数点2位以下切り捨て)

■一次エネルギー消費削減量(Subtotal')の算出

(SA) + (SB) + (SC) + (SD) ÷ 120 × 延床面積 = (Subtotal') GJ/戸・年

(SA)

17.8

+

(SB)

3.4

+

(SC)

11.8

+

(SD)

3.4

) ÷ 120 ×

(延床面積)

144.0

㎡

=

(Subtotal')

43.6

GJ/戸・年

(小数点2位以下切り捨て)

■太陽光発電システムを除く一次エネルギー消費量(Etotal')の算出

標準一次エネルギー消費量(Est') - 一次エネルギー消費削減量(Subtotal') = (Etotal') GJ/戸・年

(Est')

75.8

-

(Subtotal')

43.6

=

(Etotal')

32.2

GJ/戸・年

※太陽光発電システムを除く当該住宅の補正エネルギー消費量(Etotal')が得られる太陽光発電を導入することで、標準一次エネルギー消費量に対して概ねゼロが達成される。

【実施計画書（16／18）】

【新築・既築】
定型様式 1（16／18）

② 太陽光発電による創エネルギー量(に)を算出

住宅事業建築主の判断の基準における太陽光発電システムの一次エネルギーの消費削減量は、売電分及び自家消費の家電相当分を除く評価となっている。本事業では、太陽光発電システムによる発電量の総量を省エネ量として評価するものとし、下記の手順で算定ツールでの計算結果を補正、もしくは別に定める早見表から太陽光発電システムによる一次エネルギー消費削減量を計算する。

- ・ 算定ツールで計算する場合・・・手順2-②-1)を記入する
- ・ 早見表から計算する場合・・・手順2-②-2)を記入する

1) 算定ツールで計算する場合

※ 設置なしで算定した値と同一地域・構造・設備仕様で「太陽光発電」を設置ありとして算定ツールで計算する。
(算定ツールの太陽光パネル傾斜角は、矩計図屋根勾配と合わせる。)

■太陽光発電システムによる一次エネルギー消費削減量の算出

別表1 地域区分・暖冷房方式別の按分係数から読み取る

算定ツールの太陽光発電システムの一次エネルギー消費削減量 (EPV)

4.4 ÷ 按分比率 (別表1)

(EPVC) 15.6 ÷ 0.44 ÷ (按分比率) 63 %

「太陽光発電システムあり」とした計算結果の一次エネルギー (太陽光発電システム)を転記

= (SE) 56.2 GJ/戸・年

(小数点2位以下切り捨て)

2) 早見表から計算する場合

- I 断熱地域区分別の1kWあたりの一次エネルギー削減量の早見表から、提案システムの方位、傾斜角に応じた値を求める。
- II 上記 I に導入する太陽光発電システムの発電出力を乗じて、一次エネルギー消費削減量を求める。

■太陽光発電システムによる一次エネルギー削減量の算出

別表3 太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表から読み取る

早見表 (別表3) による 1 kWあたり

[早見表による1kWあたりの一次エネルギー消費削減量]

×

(発電出力[kW])

= (SE) GJ/戸・年

※実際の建設時には、後述する一次エネルギー消費削減率を担保することが条件となるため、建設時に設置条件が大きく異なる場合は、省エネ量が異なることに留意する必要がある。

【実施計画書（17／18）】

【新築・既築】
定型様式 1（17／18）

③ 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率を算出

①～②での計算結果に基づいて、一次エネルギー消費削減量と一次エネルギー消費削減率、費用対効果を算出する。

■標準一次エネルギー消費量（Est'：①で算出済み）

■一次エネルギー消費削減量（Stotal）の算出

太陽光発電を除く一次エネルギー消費削減量（

（Ssubtotal'）

）
＋太陽光発電による一次エネルギー消費削減量（

（SE）

）

手順2の結果を転記

（Ssubtotal'）

43.6

＋

（SE）

56.2

=

（Stotal）

99.8

GJ/戸・年

手順2の結果を転記

■一次エネルギー消費削減率（％）の算出

一次エネルギー消費削減量（Stotal）÷標準一次エネルギー消費量（Est'）×100

（Stotal）

99.8

÷

（Est'）

75.8

×100

=

（R）

131.6

%

計算結果を記入

（小数点2位以下切り捨て）

手順2の結果を転記

■費用対効果

補助対象費用（1/2をする前の費用）〔税抜〕÷一次エネルギー消費削減量

（補助対象費用）

3,600,000

÷

（Stotal）

99.8

×1000

=

（費用対効果）

36

円/MJ

（小数点2位以下切り捨て）

51

【実施計画書（18／18）】

【新築・既築】
定型様式1（18／18）

11. 申込時点で居住している住宅について

① 基本情報

・居住者人数

人

・地 域

I a・I b・II・III・IVa・IVb・V・VI

・建物種別

☐ 戸建(持ち家) ☐ 戸建(賃貸) ☐ 集合住宅(持ち家) ☐ 集合住宅(賃貸) ☐ 社宅 ☐ その他()

・工 法

☐ 木造軸組 ☐ 木造枠組壁(2×4・2×6) ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 重量鉄骨造 ☐ RC ☐ その他()

・築年数

年

・延べ床面積

m²

・開口部の仕様(代表してリビングの開口部の仕様を記入)

サッシ : アルミ・アルミプラスチック複合・プラスチック・木製・その他()

ガラス : 単層・複層・低放射複層ガラス(Low-Eガラス)・真空ガラス・その他()

・その他住宅の性能に関わる情報()

② 申込時点で居住している直近1年間の住宅における過去のエネルギー使用量実績値

	電気 (kWh)	都市ガス(m ³) ・LPG ()	灯油 (ℓ)	上水道 (m ³)	発電量 (kWh)	売電量 (kWh)	その他 ()
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
月分	検針月日(/)	検針月日(/)		検針月日(/)	期間(~ 日)		
合計							

※使用しているエネルギーについて記載すること
※電気、都市ガス及びLPGの使用量は、毎月の検針票、領収書等に記載されている数値を記入すること
※電気、ガス及び上水道は、上段に使用量、下段に検針月日を記入すること
※電気の時間帯別電灯契約等をしている方は、毎月の使用量の合計を記入すること
※ガスについては、都市ガスかLPG(プロパンガス)のどちらか該当する項目に○印をつけること
※LPGのカッコ内には、検針票、領収書等に記載されている使用量の単位(m³もしくはkg)を記入すること
※上水道使用量が2ヶ月毎の検針の場合は、検針票、領収書等に記載されている2ヶ月合計の数値を記入すること
(例えば、4～5月分の使用量は5月欄に合計値を記入する)
※太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備を設置している方は、発電量(モニター数値)を記入すること
(上段に発電量、下段に発電量の計測期間(例えば、4月分は1～30日)を記入する)
※太陽光発電システムを設置している方は電力会社への売電量(検針票の数値)も記入すること
※灯油、その他(ペレットや重油など)を使用している方は、月毎の購入量を記入すること
※電気・都市ガス・LPG・水道等については、使用量及び期間(日にち単位)の分かる証拠(検針票または請求書等)の写しを必ず添付すること

【費用総括表】

定型様式 2

費用総括表

- ・費用明細書を元に、申請する設備ごとの補助対象合計金額を総括表に記載すること
- ・費用明細書の金額と整合性が取れるようにすること

ZEHを構成する設備			補助対象の合計金額		摘要	
断熱	高断熱仕様に係る費用(新築のみ)					
	開口部 (ガラス・サッシ)	高断熱仕様	計	1,800,000 円	…① (①と②の差額が補助対象額)	
		次世代省エネルギー基準仕様	計	△ 1,200,000 円		
	断熱部	高断熱仕様	計	1,000,000 円	新築の場合は、高断熱仕様と次世代省エネルギー基準仕様の設備費・工事費の合計(補助対象外を除く)をそれぞれ記入してください ※税抜	
		次世代省エネルギー基準仕様	計	△ 500,000 円		
	小 計(A)=(差額の合計)			1,100,000 円		
	断熱改修に係る費用(既築のみ)					
	開口部(ガラス・サッシ)の断熱改修		計		円	
	断熱改修		計		円	
	小 計(B)				円	費用明細書の補助対象費用の設備費・工事費の合計を記入してください ※税抜
省エネルギー設備	空調設備		計	700,000 円		
	給湯設備		計	800,000 円		
	照明設備		計	400,000 円	省エネ換気設備の場合は、省エネ換気設備と同種の通常の機械換気設備の設備費・工事費の合計(補助対象外を除く)をそれぞれ記入してください ※税抜	
	換気設備	省エネ換気設備	計	400,000 円		
		通常の同種機械換気設備	計	△ 300,000 円		
	小 計(C=差額)			100,000 円		
	小 計(D)			2,000,000 円	注)換気設備は、通常の機械換気設備との差額が補助対象	
先進省エネシステム	先進省エネルギーシステム		計		円	
	小 計(E)				円	
その他設備	その他①(鉛蓄電池)		計	500,000 円		
	その他②()		計		円	
	その他③()		計		円	
	その他④()		計		円	
	その他⑤()		計		円	必ず税抜金額を記入してください(小数点以下切り捨て)
	小 計(F)			500,000 円		
合 計(G=(A又はB)+D+E+F) (税抜)			3,600,000 円			
補助金交付申請予定額 (H=G/2)			1,800,000 円	(小数点以下切り捨て) 【様式第1 補助事業申込書】に転記		

※補助金交付申請予定額が補助限度額(350万円)を超える場合は、【様式第1 補助事業申込書】に350万円と転記してください。

【費用明細書(高断熱仕様の断熱部の断熱改修)】

定型様式 3

費用明細書(新築)【開口部 **断熱部** 高断熱仕様】

※費用総括表の摘要欄①または③にあたる明細書。

- 注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず「税抜」に修正して作成すること
注2: 補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること
注3: 補助対象工事費については、作業レベルまで記載し、工数(人工等)、単価を明確にすること
注4: 補助対象・補助対象外の費目の詳細については、15ページを参照

標準価格・オープン
価格を記入して下さい
※後数頁に及ぶ場合
(/ ページ)

＜補助算定用費用＞※次世代省エネルギー基準との差額分が補助対象金額となる。

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	断1	グラスウール	GW16K	450	m ²	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
	断2	ウレタンフォーム	断熱ボード50mm	230	m ²	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
	断3	気密シート	ST02	550	m ²	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
設備費計								—	
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
設置工事費	グラスウール施工費用			※	人工	※※※※※	※※※※※		
	ウレタンフォーム施工費用			※	人工	※※※※※	※※※※※		
	気密シート施工費用			※	人工	※※※※※	※※※※※		
	補助対象設備の設置に必要な 工事費のうち補助対象となる ものを記入して下さい			工事費計		1 人工とは、作業者1名が 1日間かかる作業量		—	
対象合計金額[税抜]							※※※※※	← 費用総括表へ転記	

本体、材料等、補助対象となる
設備費(材料費)を記入して下さい

一式でまとめたの記入は不可

補助対象設備の設置に必要な
工事費のうち補助対象となる
ものを記入して下さい

1人工とは、作業者1名が
1日間かかる作業量

＜補助対象外費用＞

費目		品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	—								
	補助対象外設備が見積書に含ま れている場合は記入して下さい								—
費目	工事名・作業内容						金額(円) [税抜]	備考	
工事費									
諸経費等	諸経費、設計費、送料、資材運搬費、足場設置費、現地交 通費、撤去費、廃材処理費、管理費、印刷代等は補助対象 外 (15ページ参照)								
工事費・諸経費等計								—	
補助対象外合計金額[税抜]								← 総括表への転記不要	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(次世代省エネルギー基準の断熱部の断熱改修)】

定型様式 3

費用明細書(新築)【開口部・断熱部 一次世代省エネルギー基準仕様】

※費用総括表の摘要欄②または④にあたる明細書。
注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること
注3:補助対象工事費については、作業レベルまで記載し、工数(人工等)、単価を明確にすること
注4:補助対象・補助対象外の費目の詳細については、15ページを参照

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

＜補助算定用費用＞ ※高断熱仕様との差額分費用を算出するための金額を記載する。

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)		グラスウール	GW10K	450	㎡	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
		ウレタンフォーム	断熱ボード35mm	230	㎡	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
		気密シート	ST01	550	㎡	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
一式でまとめての記入は不可									
						</			

＜補助対象外費用＞

費目		品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	—								
設備費計								—	
費目	工事名・作業内容						金額(円) [税抜]	備考	
工事費									
諸経費等									
工事費・諸経費等計								—	
補助対象外合計金額[税抜]								← 総括表への転記不要	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(開口部の断熱改修)】

定型様式 3

費用明細書(既築)【~~開口部の断熱改修~~・断熱改修】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず「税抜」に修正して作成すること
注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること
注3:補助対象工事費については、作業レベルまで記載し、工数(人工等)、単価を明確にすること
注4:補助対象・補助対象外の費目の詳細については、15ページを参照

標準価格・オープン
価格を記入して下さい

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

＜補助対象費用＞

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	1,3,5,7	断熱サッシ(Low-Eペアガラス)	W1690*H2030	4	セット	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
	2,4	断熱サッシ(Low-Eペアガラス)	W1650*H1760	2	セット	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
	6,8,9,10	断熱サッシ(Low-Eペアガラス)	W720*H840	4	セット	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
設備費計							※※※※※	—	
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
設置工事費	設置工事の人工費用(10セット)			※	人工	※※※※	※※※※※	1セットあたり※人工	
工事費計							※※※※※	—	
補助対象合計金額[税抜]							※※※※※	← 費用総括表へ転記	

本体、材料等、補助対象となる
設備費(材料費)を記入して下さい

一式でまとめたの記入は不可

補助対象設備の設置に必要な
工事費のうち補助対象となる
ものを記入して下さい

1人工とは、作業員1名が
1日間かかる作業量

＜補助対象外費用＞

費目					単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	—	補助対象外設備が見積書に含まれている場合は記入して下さい							
設備費計								—	
費目	工事名・作業						金額(円) [税抜]		備考
工事費									
諸経費等	搬入費						*****		
工事費・諸経費等計							*****	—	
補助対象外合計金額[税抜]							*****	← 総括表への転記不要	

補助対象外設備が見積書に含まれ
ている場合は記入して下さい

諸経費、設計費、送料、資材運搬
費、足場設置費、現地交通費、撤
去費、廃材処理費、管理費、印刷
代等は補助対象外
(15ページ参照)

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(空調設備)】

定型様式 3

費用明細書【空調設備】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること
注3:補助対象工事費については、作業レベルまで記載し、工数(人工等)、単価を明確にすること
注4:補助対象・補助対象外の費用の詳細については、15ページを参照

＜補助対象＞

本体、材料等、補助対象となる
設備費(材料費)を記入して下さい

標準価格・オープン
価格を記入して下さい

複数枚に及ぶ場合
/ ページ)

費目	図面No.	品名	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	1	エアコン(4.0kW)	11J-4001	※	セット	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
	2	エアコン(2.2kW)	6A-2201A	※	セット	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
設備費計								—	
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
設置工事費	設置にかかる部材費			※	ヶ所	※※※※※	※※※※※		
	人工費用			※	人工	※※※※※	※※※※※		
電気工事費	電気工事にかかる部材費			※	ヶ所	※※※※※	※※※※※		分電盤の取替工事分を除く
	人工費用			※	人工	※※※※※	※※※※※		
補助対象設備の設置に必要な 工事費のうち補助対象となる ものを記入して下さい									
1人工＝作業員1名が 1日間かかる作業量									
工事費計							※※※※※	—	
補助対象合計金額[税抜]							※※※※※※※	← 費用総括表へ転記	

＜補助対象外費用＞

費目	品名	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	—							
床暖房の仕上げ材等、補助対象 外設備が見積書に含まれている 場合は記入して下さい								
設備費計								—
費目	工事名・作業内容					金額(円) [税抜]	備考	
設置工事費								
電気工事費	分電盤の取替、一次幹線の 張替工事等は補助対象外 (15ページ参照)					※※※※※		
諸経費等	分電盤取替工事費							
	既存機器撤去工事費					※※※※※	2台分合計	
諸経費、設計費、送料、資材運搬 費、足場設置費、現地交通費、撤 去費、廃材処理費、管理費、印刷 代等は補助対象外 (15ページ参照)								
工事費・諸経費等計						※※※※※	—	
補助対象外合計金額[税抜]						※※※※※※※	← 総括表への転記不要	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書（給湯設備①）】

定型様式 3

費用明細書【給湯設備】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:補助対象の見積書(写)と相関がとれるようにすること
注3:補助対象の工数(人工等)、単価を明確にする(15ページから16ページを参照)
注4:補助対象の本体、材料等、補助対象となる設備費(材料費)を記入して下さい
標準価格・オープン価格を記入して下さい
※複数枚に及ぶ場合 (/ ページ)

<補助対象費用>

費目	図面No.	品名	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	1	CO2冷媒ヒートポンプ給湯	T-1234、 HP-5678	※	台	※※※※※※	※※※※※※	※※※※※※	タンク、ヒートポンプ ユニットのセット
	1	同脚部化粧カバー	AB0001	※	台	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
	1	同ヒートポンプ循環配管	BB0101	※	セット	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
	1	同リモコンセット	RR110B1	※	セット	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
一式でまとめたの記入は不可								—	
費目				数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]		備考
設置工事費		基礎にかかる部材費		※	個	※※※※※	※※※※※		
		基礎工事の人工費用		※	人工	※※※※※	※※※※※		
		設置にかかる部材費		※	個	※※※※※	※※※※※		
		設置工事の人工費用		※	人工	※※※※※	※※※※※		
電気工事費		電気配線工事にかかる部材費		※	ヶ所	※※※※※	※※※※※		分電盤～本体、分岐ボックス、リモコン
		電気配線工事の人工費用		※	人工	※※※※※	※※※※※		
配管接続・排水配管工事費		本体への配管接続にかかる部材費		※	個	※※※※※	※※※※※		
		本体への配管接続の人工費用		※	人工	※※※※※	※※※※※		
		排水配管工事にかかる部材費		※	個	※※※※※	※※※※※		
		排水配管工事の人工費用		※	人工	※※※※※	※※※※※		
その他 工事費									
補助対象設備の設置に必要な 工事費のうち補助対象となる ものを記入して下さい							工事費計		1人工＝作業員1名が 1日間かかる作業量
補助対象合計金額[税抜]								← 費用総括表へ転記	

<補助対象外費用>

費目		品名			単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	-	風呂接続アダプター	FUR0000	※	個	※※※※	※※※※	※※※※
		追炊配管	ODH2222	※	m	※※※※※	※※※※※	※※※※※
設備費計							-	
費目	工事名・作業内容					金額(円) [税抜]	備考	
設置工事費								
電気工事費	幹線張替工事費							
配管工事費	給水・給湯配管の既存管延長工事費							
	風呂追炊配管工事費					※※※※※		
諸経費等	既存給湯器撤去工事費					※※※※※		
	諸経費					※※※※※		
工事費・諸経費等計						※※※※※	-	
補助対象外合計金額[税抜]						※※※※※	← 総括表への転記不要	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書（給湯設備②）】

定型様式 3

費用明細書【給湯設備】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること
注3:補助対象工事費については、作業レベルまで記載し、工数(人工等)、単価を明確にする
注4:補助対象・補助対象外費目等詳細については、15ページから16ページを参照

注3: 補助対象工事費について、作業レベルまで記載し、工数(人工等)、単価を明確にする
注4: 補助対象、補助対象となる設備費(材料費)を記入して下さい

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

標準価格・オープン
価格を記入して下さい

＜補助対象＞

費目

図面No.

品名

型式・機番

数量

単位

単価(円)

金額(円)
[税抜]

標準価格・
オープン価格等

備考

設備費
(材料費)

1

潜熱回収型給湯器

EJ1234

1

台

※※※※※

※※※※※

※※※※※

1

同リモコンセント

RIM20A

1

セット

※※※※※

※※※※※

※※※※※

1

配管カバー

HK0002

1

台

※※※※※

※※※※※

※※※※※

一式でまとめたの記入は不可

※※※※※

—

費目

工事名・作業内容

数量

単位

単価(円)

金額(円)
[税抜]

備考

設置工事費

設置にかかる部材費

※

個

※※※※※

※※※※※

設置工事の人工費用

※

人工

※※※※※

※※※※※

電気工事費

電気配線工事にかかる部材費

※

ヶ所

※※※※※

※※※※※

配線工事、リモコン工事

電気配線工事の人工費用

※

人工

※※※※※

※※※※※

配管接続・排水配管工事費

本体への配管接続にかかる部材費

※

個

※※※※※

※※※※※

本体への配管接続の人工費用

※

人工

※※※※※

※※※※※

排水配管工事にかかる部材費

※

人工

※※※※※

※※※※※

排水配管工事の人工費用

※

人工

※※※※※

※※※※※

その他
工事費

ガス管への接続工事費

※

人工

※※※※※

※※※※※

工事費計

※※※※※

—

補助対象設備の設置に必要な
工事費のうち補助対象となる
ものを記入して下さい

1人工とは、作業員1名
が1日間かかる作業量

※※※※※

← 費用総括表へ転記

対象合計金額[税抜]

※※※※※

＜補助対象外費用＞									
費目		品名			数量	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	-	風呂接続アダプター	FS0001	※	個	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
		追炊配管	ODK1111	※	m	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
設備費計							※※※※※	-	
費目	工事名・作業内容					金額(円) [税抜]	備考		
設置工事費									
電気工事費	分電盤取替工事費					※			
配管工事費	給水・給湯配管の既存管延長工事費					※			
	風呂追炊配管工事費					※※※※※			
	ガス管延長工事費					※※※※※			
諸経費等	既存給湯器撤去工事費					※※※※※			
	諸経費					※※※※※			
工事費・諸経費等計							※※※※※	-	
補助対象外合計金額[税抜]							※※※※※	← 総括表への転記不要	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(省エネ換気設備)】

定型様式 3

費用明細書【省エネ換気設備】
※費用総括表の摘要欄⑤にあたる明細書。

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること
注3:補助対象工事費については、作業レベルまで記載し、工数(人工等)、単価を明確にすること
注4:補助対象・補助対象外の費目の詳細については、15ページを参照

標準価格・オープン価格を記入して下さい
※複数枚に及ぶ場合 / ページ)

<補助算定用費用> ※通常の同種機械換気設備との差額分が補助対象金額となる。

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	換気1	換気本体	NKK-10	1	台	*****	*****	*****	
		断熱ダクト	DT150	1	巻	*****	*****	*****	
	換気2～5	分岐チャンパー	KC4	4	台	*****	*****	*****	
	換気6～11	給気口	HKA	6	台	*****	*****	*****	
	換気12～15	排気口	HKB	4	台	*****	*****	*****	
設備費計								—	
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
設置工事費	設置工事(本体)			※	人工	*****	*****		
	ダクト設置工事			※	人工	*****	*****		
	排気・給気設置工事			※	人工	*****	*****		
工事費計								—	
補助対象合計金額[税抜]						*****	← 費用総括表へ転記		

<補助対象外費用>

費目		品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	—								
設備費計								—	
費目	工事名・作業内容						金額(円) [税抜]	備考	
工事費									
諸経費等									
工事費・諸経費等計								—	
補助対象外合計金額[税抜]								← 総括表への転記不要	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(通常の同種機械換気設備)】

定型様式 3

費用明細書【通常の同種機械換気設備】
※費用総括表の摘要欄⑥にあたる明細書。

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにすること
注3:補助対象工事費については、作業レベルまで記載し、工数(人工等)、単価を明確にすること
注4:補助対象・補助対象外の費目の詳細については、15ページを参照

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

＜補助算定用費用＞※省エネ換気設備との差額分費用を算出するための金額を記載する。

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)		換気本体	KKK-20	1	台	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
		断熱ダクト	DTT150	1	巻	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
		分岐チャンパー	BK5	4	台	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
		給気口	KYK-45	6	台	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
		排気口	HIK-40	4	台	※※※※※	※※※※※	※※※※※	
一式でまとめたの記入は不可									
設備費計								—	
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
設置工事費	設置工事(本体)			※	人工	※※※※※	※※※※※		
	ダクト設置工事			※	人工	※※※※※	※※※※※		
	排気・給気設置工事			※	人工	※※※※※	※※※※※		
省エネ換気との差額算出用に作成すること。 ※通常の同種の機械換気設備の設備費・工事費と省エネ換気設備の設備費・工事費との差額が補助対象となります。									
工事費計								—	
補助対象合計金額[税抜]							※※※※※	← 費用総括表へ転記	

＜補助対象外費用＞

費目		品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	—								
設備費計								—	
費目	工事名・作業内容						金額(円) [税抜]	備考	
工事費									
諸経費等									
工事費・諸経費等計								—	
補助対象外合計金額[税抜]								← 総括表への転記不要	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(その他)】

定型様式 3

費用明細書【 その他（ 鉛蓄電池 ）】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:補助対象費用と補助対象外費用の合計が、別添の見積書(写)と相関がとれるようにする
注3:補助対象費用は、品名、数量、単位、単価(円)まで記載し、工数(人工等)、単価を明確にする
注4:補助対象外費用は、品名、数量、単位、単価(円)まで記載し、工数(人工等)、単価を明確にする
※複数枚に及ぶ場合 (/ ページ)

<補助対象費用>

費目	図面No.	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	1	鉛蓄電池	SVB000	1	台	*****	*****	*****	
	2	電力変換装置	SVB000	1	台	*****	*****	*****	
一式でまとめたの記入は不可									
設備費計							*****	—	
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
設置工事費									
工事費計								—	
補助対象合計金額[税抜]							*****	← 費用総括表へ転記	

<補助対象外費用>

費目	品名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	—							
設備費計								—
費目	工事名・作業内容					金額(円) [税抜]	備考	
工事費	設置工事の人工費用			※ 人工	*****	*****		
諸経費等								
工事費・諸経費等計							*****	—
補助対象外合計金額[税抜]							*****	← 総括表への転記不要

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【交付要件等確認書】

定型様式 6

交付要件等確認書

(申請する事業期間について)	確認欄
・ (申請 A) 及び (申請 B) の事業期間の違いについて、理解し、了承している。	☐
(交付要件について)	
・ 当事業の交付要件 (公募要領 5 ～ 7 ページ) について、全て確認し了承している。	☐
(補助事業者の資格)	
・ 申込者は、申請する住宅の建築主 (既築の場合は所有者) であり、その住宅に常時居住する。	☐
(工事請負契約及び工事期間について)	
・ 申込時点 (今現在) において、補助対象の工事請負契約及び着工は行っていない。	☐
・ 予約者決定 ((申請 A) 平成 24 年 9 月中旬予定、(申請 B) 平成 24 年 10 月上旬予定) 以降、30 日以内に工事着工届出書を提出することを理解し、了承している。	☐
・ (新築・既築ともに) 平成 25 年 1 月 31 日 (木) までに、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが完了する予定である (施工予定会社等に確認している)。	☐
(個人情報の取扱いについて)	
・ 当事業における個人情報の取扱い (公募要領 2 2 ページ) について理解し、了承している。	☐
(申込提出書類一式について)	
・ 申込書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	☐
(申請する住宅の仕様について)	
・ 高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味 (ネット) で概ねゼロとなる住宅であること。	☐
・ SII が定める断熱仕様を満たすこと。	☐
・ エネルギー計測装置が含まれ、補助対象外であることは了承している。	☐
・ 太陽光発電システムが含まれ、補助対象外であることは了承している。	☐
・ 先進省エネルギーシステムが含まれ、補助対象費用は、SII が認める費用であることは了承している。	☐
・ 補助対象設備に係る申込者と施工業者との契約、施工、機器等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保障等、知的財産権等を SII は保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きても SII は関与しないことを理解し、了承している。	☐
(今回申込みをする補助対象工事について)	
・ 当事業の予約者となった場合、期限内に工事請負契約を結び、工事について実施する予定であり、工事費用についてもその用意がある。	☐
(予約者の選定について)	
・ 当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	☐
・ 補助率が 1 / 2 (補助限度額 3 5 0 万円) より下がる場合もあることを理解し、了承している。	☐
(現地調査及び取材等の協力)	
・ SII が交付決定の審査のために現地調査を行う際、協力できる。 また、補助事業者となった際に、SII が行う取材等に協力できる。	☐

※必ず申込者ご本人さまがチェック及び記入してください。(手続き代行者の代筆は不可)
※チェック欄のうち、ひとつでもチェックしていない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください。

以上の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

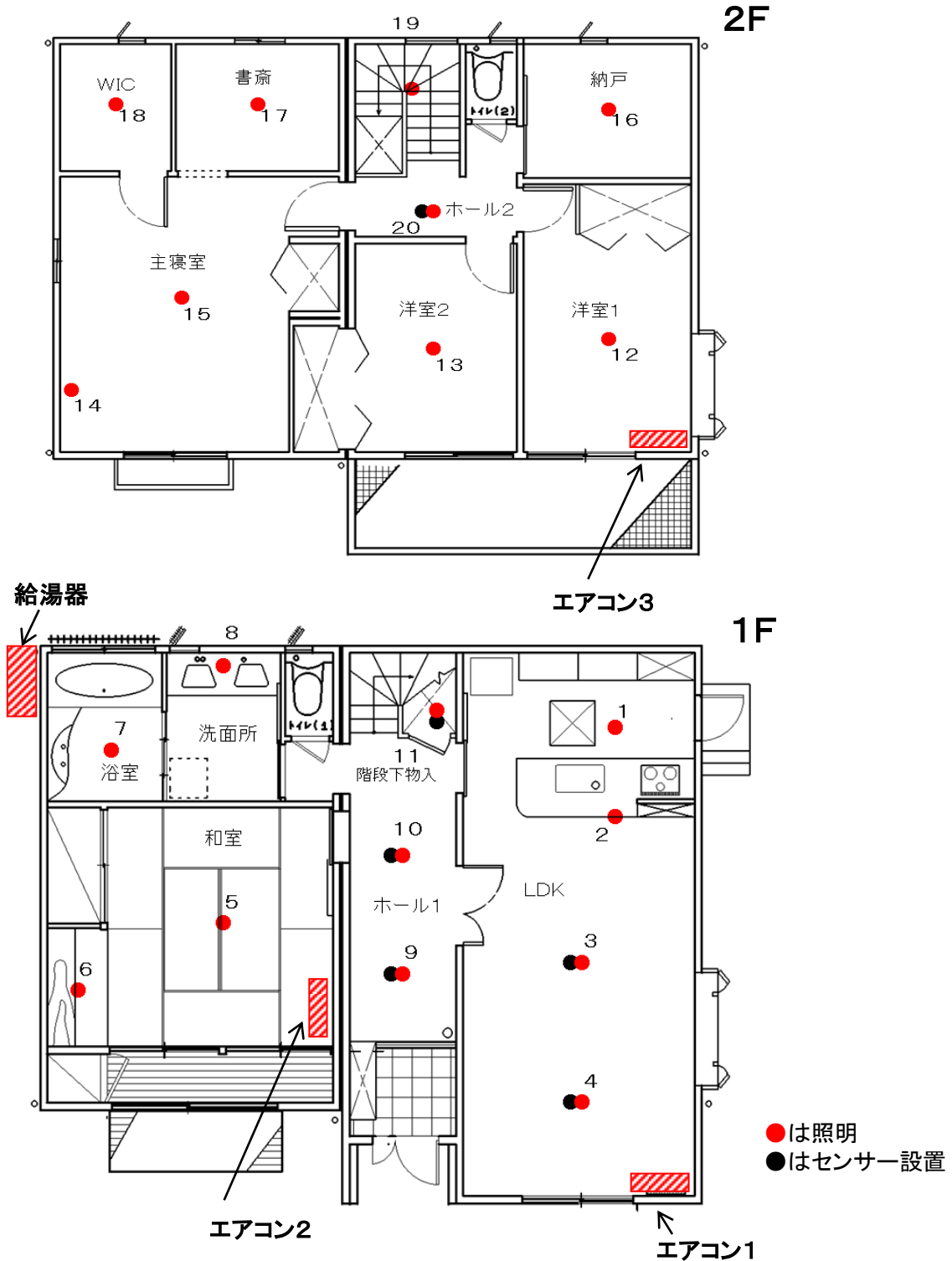
申込者氏名 _____
必ず申込者ご本人がご署名ください ※代行者不可

【設備の設置図】

■設備の設置図の作成要領

1) 補助対象設備の配置の例

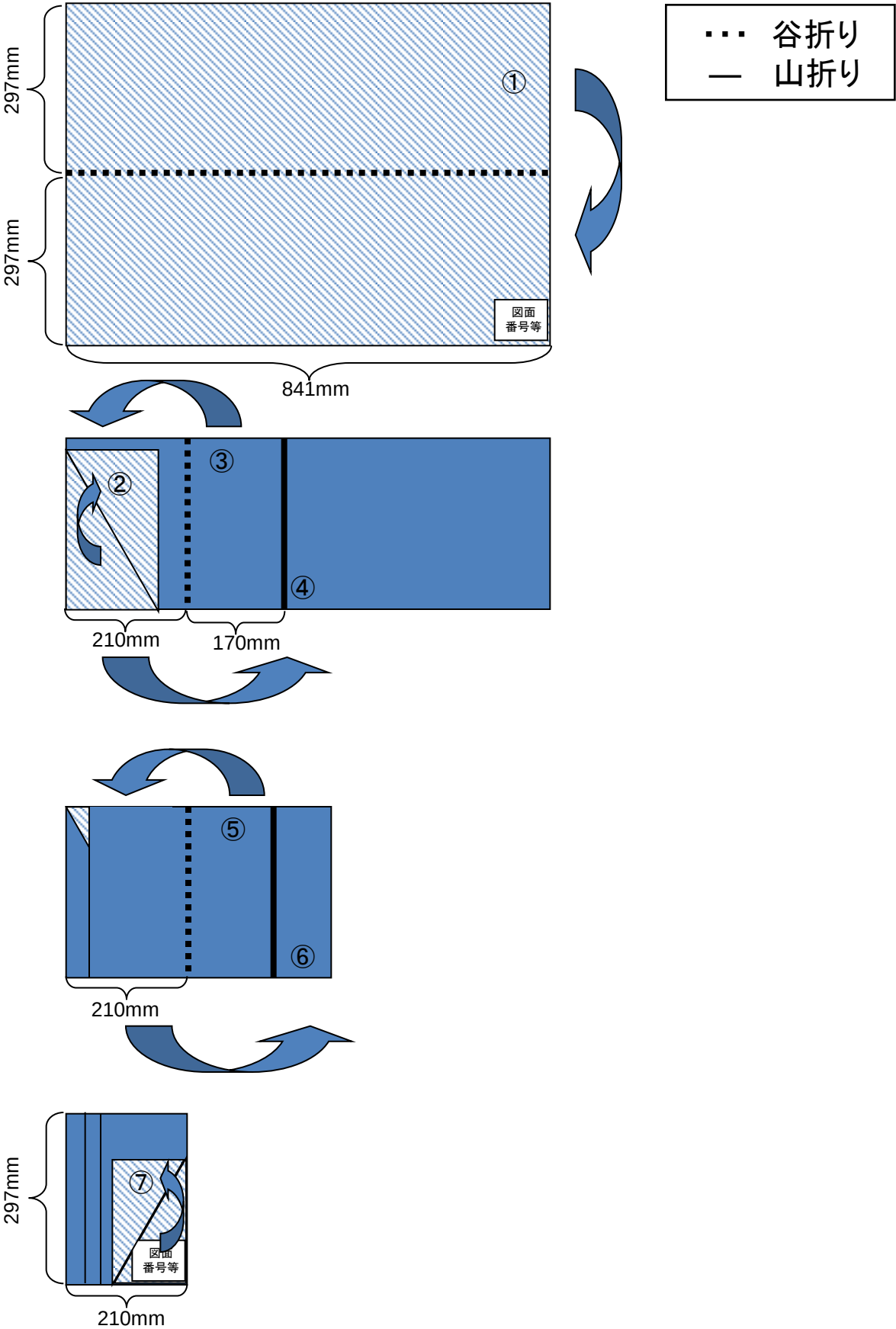
（個別エアコン（3台）＋給湯器＋照明の場合）



設置する補助対象物について明記し、
複数台ある場合は「費用明細書」と番号等で対応を示すとともに、詳細を記載すること

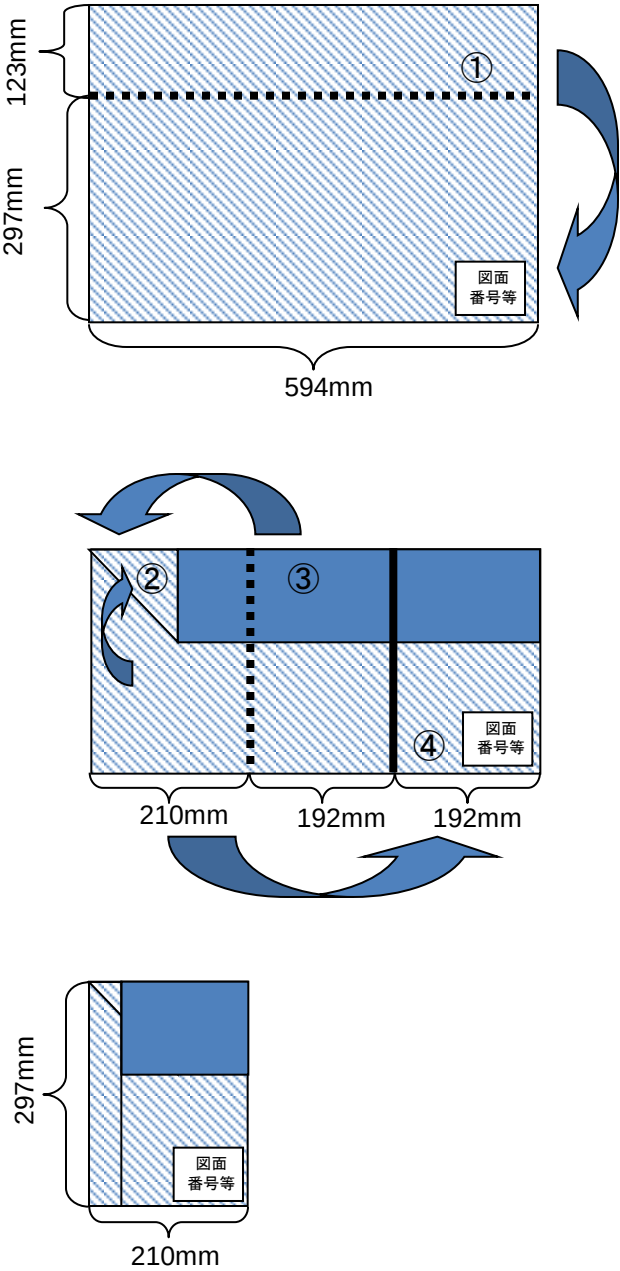
【建築図面等(A1)の折り方】

1) A1図面のA4サイズへのファイル折り

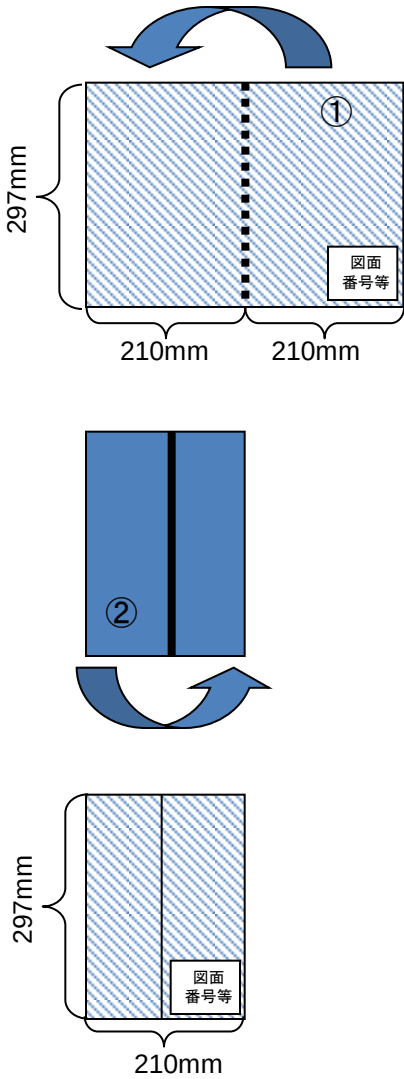


【建築図面等（A2～3）の折り方】

2) A2図面のA4サイズへのファイル折り



3) A3図面のA4サイズへの
ファイル折り



6. 事前相談票の入力例

該当する申込みににおいて必要な書類

- ・先進省エネルギーシステム事前相談票
- ・その他省エネルギーシステム事前相談票

【先進省エネルギーシステム事前相談票】

定型様式4

提出日を記入

受付No. _____

提出日 平成24年 月 日

先進省エネルギーシステム事前相談票

S I I Z E H担当主査殿

Z E Hに資する「先進省エネルギーシステム」(A.自然エネルギー等を取り入れた設計手法、
B.自然エネルギー等を取り入れた制御機構)の事前相談票を提出します。

システム提案者 住所

会社名

部署名

担当者名

連絡先 T E L / F A X

メールアドレス

システム提案者の
情報を記入

提案する『先進省エネルギーシステム』の
名称を記入

1. 提案するシステムの名称

『先進省エネルギーシステム』の種類を
選択(該当項目を○で囲む、複数可)

2. 提案システムの種類 (以下の該当する項目に○、複数可)

- A. 省エネ暖房設備に寄与するシステム ()
B. 省エネ冷房設備に寄与するシステム ()
C. 省エネ換気設備に寄与するシステム ()
D. 省エネ給湯設備に寄与するシステム ()
E. 省エネ照明設備に寄与するシステム ()

3. 提案システムの概要、概要図及び先進性についての説明 (A4用紙 1～2枚にて明示)

4. 提案システムによる消費エネルギー削減効果を示すもの

5. 提案システムの技術資料の提出 (カタログ、仕様書等)

6. 提案システムの概算費用を設備費と工事費に分けて提出 (様式自由)

7. 導入する住宅の種別 (○で囲む) 新築・既築

8. 導入する住宅の地域区分 (○で囲む) I a・I b・II・III・IV a・IV b・V・VI

9. 当提案システムの申込予定者

※当提案設備で複数申込み予定の場合 ⇒ 現在の申込み予定者数 _____ 名 (代表して1名を記入)

住所

氏名

電話番号

別紙にて、
該当項目を
記載し、同封

該当項目を○
で囲む

提案する
『先進省エネ
ルギーシステ
ム』での申
込み予定
者数及び、代
表して1名
の申込
者情報を
記入

※ 先進省エネルギーシステムの事前相談は、本用紙にて、平成24年7月20日(金)～8月3日(金)

の間に公募要領記載の提出先に郵送してください。(上記期間以外における相談は不可)

【その他省エネルギーシステム事前相談票】

定型様式4

提出日を記入

受付No.

提出日 平成24年 月 日

その他省エネルギーシステム事前相談票

S I I Z E H担当主査殿

Z E Hに資する「その他省エネルギーシステム」の事前相談票を提出します。

システム提案者 住所
会社名
部署名
担当者名
連絡先 T E L / F A X
メールアドレス

システム提案者の
情報を記入

提案する『その他省エネルギーシステム』
の名称を記入

1. 提案する設備の名称

『その他省エネルギーシステム』の種類
を選択(該当項目を○で囲む、複数可)

2. 提案設備の種類 (以下の該当する項目に○、複数可)

A. 省エネ暖房設備 ()

B. 省エネ冷房設備 ()

C. 省エネ換気設備 ()

D. 省エネ給湯設備 ()

E. 省エネ照明システム ()

3. 提案設備の概要及び概要図 (A 4 用紙1～2枚にて明示)

4. 提案システムによる一次エネルギー消費削減量の算出 (モデルプラン等による計算式の明示)

5. 提案システムの技術資料の提出 (カタログ、仕様書等)

6. 提案システムの概算費用を設備費と工事費に分けて提出 (様式自由)

別紙にて、
該当項目を
記載し、同封

7. 導入する住宅の種別 (○で囲む) 新築・既築

8. 導入する住宅の地域区分 (○で囲む) I a・I b・II・III・IV a・IV b・V・VI

該当項目を○
で囲む

9. 当提案システムの申込予定者

※当提案設備で複数申込み予定の場合 ⇒ 現在の申込み予定者数 _____ 名 (代表して1名を記入)

住所

氏名

電話番号

提案する
『その他省エネ
ルギーシステム』
での申込み
予定者数及び、
代表して1名の申
込者情報を記入

※ その他省エネルギーシステムの事前相談は、本用紙にて、平成24年7月20日(金)～8月3日(金)の間に公募要領記載の宛先に郵送してください。(上記期間以外における相談は不可)

7. よくある質問と回答

Q1 公募期間に2種類の締切が設けられていますが、なぜでしょうか？

A1 工事期間に応じて、公募期間を選択できることで申込者の利便性を向上させるために設定しました。
予約者決定時期がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

Q2 「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」と「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」を両方申込むことは可能ですか？また、「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」において補助金を受け取る法人が、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業の手続代行者となる事は可能ですか？

A2 両方申込むことは可能ですが、同一物件について、双方の補助金を受け取ることは出来ません。
補助金交付時には、いずれかの事業を選択してください。
また、同一物件で両方への申し込みがあった場合、採択事業を調整することがあります。

Q3 「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」と「地域型住宅ブランド化事業」は併用できますか？

A3 補助対象部分が重複する部分については併用ができません。

Q4 過去に国庫補助金を受けた事がある既築住宅で、今回ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業補助金に申込む事は可能ですか？

A4 財産の管理など適切な措置を行った上で、補助対象部分が重複しなければ申請可能です。

Q5 公募が多数の場合、先着順ですか？

A5 先着順ではありません。エネルギー削減率・削減量、費用対効果、先進性などを公正に審査して決定いたします。

Q6 公募開始前に着工してしまった場合、補助対象から外れてしまいますか？

A6 補助対象から外れてしまいます。補助対象として申込まれた部分は、予約者決定通知を受けた後、契約・着工して下さい。(事前契約・事前着工は認めません。)

Q7 申込書の宛先はどちらになりますか？

A7 〒100-8692 郵便事業(株) 銀座支店 私書箱636号『ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業』申請係宛になります。

※(申請A)での申込みの場合は、『ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 (申請A)申込書在中』
(申請B)での申込みの場合は、『ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 (申請B)申込書在中』
と必ず封筒に記入ください。

Q8 申込書の到着確認は可能ですか？

A8 SIIから申込者に対して申込書を受け取った旨の連絡は致しません。
(到着確認を行いたい場合は、書留にて郵送ください。※メール便や宅配便は利用できません。)

Q9 申込書を直接SIIへ持参することは可能でしょうか？

A9 多数の申込みが想定される為、個別の案内はしておりません。書留等、配達記録の残る方法で送付ください。

Q10 『太陽光発電システム』と『エネルギー計測装置』を導入すること(既に設置されている場合も認める)が必須要件ですが、補助対象にはならないのでしょうか？

A10 必須要件ですが、補助対象にはなりません。それぞれ導入支援の補助金がありますのでそちらをご利用下さい。

Q11 『先進省エネルギーシステム』の事前相談は必要でしょうか。

A11 要件を満たした「先進省エネルギーシステム」を1つ以上導入することは必須要件ですが、平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たした「先進省エネルギーシステム」を導入する場合は、事前相談は必要ではありません。
(「平成24年度の応募要件を満たした『先進省エネルギーシステム』一覧」を参照)
システム提案者より使用許諾を得た上で、「先進省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を入手し、申込書に添付してください。
但し、新たに「先進省エネルギーシステム」をご提案される場合は、事前相談が必要となります。
事前相談期間内に『事前相談票』をSIIに提出し、要件を満たしているか確認が必要です。
(P10「先進省エネルギーシステムについて」、P12『先進省エネルギーシステム』及び『その他省エネルギーシステム』の事前相談方法について)及び、P68「事前相談票の入力例」参照)

Q12 高効率個別エアコンはCOP値と省エネ基準達成率のいずれかを満たす機種なら補助対象になりますか？

A12 高効率個別エアコンを補助対象とする場合は、COP値と省エネ基準達成率の双方を満たしていただく必要があります。

Q13 申込時点で「申請A」、「申請B」のいずれかを選択する必要がありますか？
また、申込書類送付後に申請区分を変更することはできますか。

A13 選択する必要があります。なお、送付後の申請区分の変更はできません。

Q14 一次公募時にホームページで公開されていた様式類を使用して、二次公募に申込みことは可能ですか？

A14 ホームページに公開された二次公募用の様式類を使用して、お申込みください。

Q15 建設住宅性能評価書の代わりに長期優良住宅の等級4でも代用可能でしょうか。

A15 建設住宅性能評価の温熱環境に関する評価の省エネルギー対策等級4が必要となるため代用不可となります。

Q16 予約者決定通知を受け取った後の提出書類(『工事着工届出書』や[補助金交付申請書(兼工事完了報告書)]の記入方法について教えて欲しいのですが？

A16 予約者決定通知に同封する『関連書類作成要領』に記入方法の詳細が記載されております。

Q17 既築での申請を検討していますが、既に太陽光発電システムが設置されている場合、公募要領に示す仕様基準を満たす必要がありますか？

A17 その場合は、公募要領に示す仕様基準を満たす必要はありません。

8. 参考資料

- ・住所所在地地域区分
- ・「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準じた年間一次エネルギー消費量の評価方法の概要
- ・Q値算出計算書
- ・(別表1) 地域区分・暖冷房方式別の按分比率
- ・(別表2) 空気集熱式太陽熱利用システムの1次エネルギー消費量早見表
- ・(別表3) 太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量速見表

■ 住宅所在地地域区分

住宅事業建築主の判断基準（経済産業省・国土交通省告示第二号 平成21年1月30日告示）による地域区分

地域の区分	都道府県名
I a、I b	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IVa、IVb	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県
VI	沖縄県

1 前述の都道府県別地域区分の詳細は以下のとおりとする。

(1) 前述の都道府県別地域区分のうち、I aについては、次の市町村とする。

北海道 旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別村、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市（旧大滝村に限る。）、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(2) 前述の都道府県別地域区分のうち、I bについては、次の市町村とする。

北海道 札幌市、函館市（旧函館市を除く。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鶴川町に限る。）、安平町、新ひだか町、（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町

(3) 前述の都道府県別地域区分のうち、IVaについては、次の市町村とする。

茨城県	水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市(旧美和村を除く。)、筑西市(旧開城町に限る。)、土浦市(旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦町、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
群馬県	前橋市、みどり市(旧東村を除く。)、安中市(旧安中市に限る。)、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市(旧黒保根村を除く。)、高崎市(旧倉渕村を除く。)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く。)、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、富士見村、吉井町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市(旧熊谷市を除く。)、幸手市、行田市(旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市(旧大滝村を除く。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、(旧小鹿野町に限る。)、長瀨町、東秩父村、宮代町、菖蒲町、白岡町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、栗橋町、杉戸町、鷲宮町、騎西町、大利根町、北川辺町、伊奈町
千葉県	野田市、香取市(旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、酒々井町、富里町、印旛村、白井町、本埜村、栄町、神崎町
東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
神奈川県	清川村、秦野市、相模原市(旧相模原市を除く。)、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市
富山県	高岡市、黒部市(旧黒部市に限る。)、射水市、砺波市、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。)、富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市(旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く。)、能登町、輪島市、小松市、珠洲市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町
福井県	福井市(旧福井市、旧美山町に限る。)、あわら市、あおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市(旧大野市に限る。)、越前町(旧朝日町、旧宮崎村に限る。)、南越前町(旧河野村を除く。)

山梨県	山梨市（旧三富村を除く。）、甲州市、甲斐市、甲府市（旧上九一色村を除く。）、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市（旧芦川村を除く。）、南アルプス市、身延町、南部町（旧富沢町を除く。）、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、増穂町、鯉沢町、早川町、昭和町、道志村
岐阜県	山県市、恵那市（旧串原村、旧上矢作町を除く。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、揖斐川町（旧揖斐川町を除く。）、中津川市（旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村に限る。）、関市、可児市、多治見市、大垣市（上石津町に限る。）、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	川根本町、浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町
愛知県	豊田市（旧稲武町を除く。）、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市（旧関町に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、津市（旧美杉村に限る。）、名張市
滋賀県	大津市（旧志賀町に限る。）、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、安土市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町
京都府	京都市（旧京北町に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町に限る。）、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井出町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	堺市（旧美原町に限る。）、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市（旧姫路市、旧家島町を除く。）、豊岡市（旧竹野町を除く。）、養父市（旧関宮町を除く。）、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。）、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。）、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。）、宇陀市（旧室生村を除く。）、葛城市、五條市（旧大塔村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町
鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。）、倉吉市（旧倉吉市に限る。）、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町

島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町に限る。）、出雲市（旧佐田町に限る。）、安来市、江津市（旧桜江町に限る。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町を除く。）、雲南市、益田市（旧益田市を除く。）、美郷町（旧邑智町に限る。）、邑南町（旧石見町に限る。）、吉賀町、津和野町、東出雲町、川本町
岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町を除く。）、備前市、美作市、井原市、高梁市（旧備中町を除く。）、真庭市（旧落合町、旧久世町に限る。）、赤磐市、津山市（旧阿波村を除く。）、吉備中央町、久米南町、美咲町、西栗倉村、勝央町、奈義町、鏡野町（旧鏡野町に限る。）、和気町
広島県	広島市（旧湯来町に限る。）、三原市（旧大和町、旧久井町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町に限る。）、安芸高田市（旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。）、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。）、尾道市（旧御調町に限る。）、府中市（旧府中市に限る。）、福山市（旧神辺町、旧新市町に限る。）、安芸太田町（旧加計町に限る。）、北広島町（旧豊平町に限る。）、世羅町（旧世羅西町に限る。）、
山口県	下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧由宇町を除く。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。）、美祢市、阿東町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村を除く。）、美馬市（旧木屋平村に限る。）、東みよし町、那賀町（旧木沢村、旧木頭村に限る。）、つるぎ町（旧貞光町を除く。）、
愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。）、西予市（旧城川町に限る。）、大洲市（旧河辺村に限る。）、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町、久万高原町、鬼北町
高知県	いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町、津野町（旧東津野村に限る。）、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
福岡県	矢部村
長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。）、
熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、宇佐市（旧宇佐市を除く。）、杵筑市（旧山香市に限る。）、佐伯市（旧宇目町に限る。）、竹田市、日田市（旧日田市を除く。）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町に限る。）、由布市（旧挾間町を除く。）、日出町、九重町、玖珠町

(4) 前述の都道府県別地域区分のうち、IV bについては、次の市町村とする。

茨城県 鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る。)、潮来市

群馬県 千代田町

埼玉県 越谷市、吉川市、熊谷市(旧熊谷市に限る。)、戸田市、行田市(旧南河原村に限る。)
三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、鳩ヶ谷市、和光市、蕨市、松伏町

千葉県 いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市(旧佐原市を除く。)、山武市、
横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、
習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、
袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、
長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

東京都 東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、
国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市

神奈川県 愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、
寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、逗子市、川崎市、
相模原市(旧相模原市に限る。)、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、
二宮町、藤沢市、平塚市

石川県 白山市(旧松任市、旧美川町に限る。)、金沢市、野々市町

福井県 福井市(旧福井市、旧美川町を除く。)、美浜町、越前町(旧朝日町、旧宮崎村を除く。)、
南越前町(旧河野村に限る。)、敦賀市

山梨県 南部町(旧富沢町に限る。)

岐阜県 岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市(旧根尾村を除く。)、揖斐川町(旧揖斐川町に限る。)、
海津市、大垣市(旧上石津町を除く。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、
輪之内町、大野町、池田町、北方町

静岡県 静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町(旧賀茂村に限る。)、掛川市、菊川市、沼津市、
焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市(旧水窪町を除く。)、富士市、
牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南市、清水町、
長泉町、芝川町、吉田町、森町、新居町

愛知県 名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、
北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、
安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、
知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、豊山町、
春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、
阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、
三好町、小坂井町

三重県	いなべ市、伊勢市、亀山市（旧亀山市に限る。）、熊野市（旧紀和町に限る。）、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市（旧飯南町、旧飯高町を除く。）、多気町、大台町、津市（旧美杉村を除く。）、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曽岬町、東員町、菰野市、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市（旧大津市に限る。）
京都府	京都市（旧京都市に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町を除く。）、宇治市、向日市、長岡京市、久御山市、伊根町
大阪府	大阪市、堺市（旧堺市に限る。）、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市（旧姫路市、旧家島町に限る。）、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。）、三木市（旧三木市に限る。）、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市（旧竹野町に限る。）、香美町（旧香住町に限る。）、稲美町、播磨町、太子町
和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限る。）、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、みなべ町、日高川町、有田川町（旧清水町を除く。）、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。）、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町を除く。）、出雲市（旧佐田町を除く。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。）、大田市、益田市（旧益田市に限る。）、江津市（旧江津市に限る。）、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村、菱川町
岡山県	岡山市（旧岡山市、旧瀬崎町に限る。）、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市（旧広島市に限る。）、呉市、江田島市、三原市（旧大和市、旧久井町を除く。）、大竹市、竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。）、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和町を除く。）、尾道市（旧御調町を除く。）、福山市（旧神辺町、旧新市町を除く。）、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市、宇部市、下関市（旧豊田町、旧下関市を除く。）、岩国市（旧由宇町に限る。）、光市、山陽小野田市、周南市（旧鹿野町を除く。）、周防大島町、長門市、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く。）、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町

徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市（旧木屋平村を除く。）、那賀町（旧木沢村、旧木頭村を除く。）、つるぎ町（旧貞光町に限る。）、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町
愛媛県	松山市、新居浜市（旧別子山村を除く。）、今治市、西条市、西予市（旧城川町を除く。）、大洲市（旧河辺村を除く。）、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市（旧津島町を除く。）、砥部町（旧砥部町に限る。）、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。）、松前町、松野町
高知県	高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。）、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町（旧葉山村に限る。）、黒潮町（旧佐賀町に限る。）、佐川町、日高村
福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区を除く。）、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、前原市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、二丈町、志摩町、大刀洗町、大木町、黒木町、立花町、広川町、星野村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、荊田市、吉富町
佐賀県	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町
長崎県	壱岐市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、宇城市（旧三角町を除く。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、人吉市、荒尾市、宇土市、城南町、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大分県	大分市（旧津野原町を除く。）、宇佐市（旧宇佐市に限る。）、臼杵市、杵築市（旧山香町を除く。）、国東市、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。）、中津市、日田市（旧日田市に限る。）、豊後高田市、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町を除く。）、由布市（旧挾間町に限る。）、別府市、津久見市、姫島村

2 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。

(1) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、

I b 地域に区分されるものとする。

青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町

岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

(2) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、II 地域に区分されるものとする。

北海道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、
八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、
せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町

宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)、

山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、
河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、
大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、
喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、
檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、
金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村

栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)

群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、
みなかみ町(旧水上町に限る。)

新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町

山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、
富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)

長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、
上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、
駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、
千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、
佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、
南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、
木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、
山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

(3) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県	青森市（旧青森市に限る。）、深浦町
岩手県	宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村
茨城県	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町
群馬県	高崎市（倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧小野上村、旧赤城村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）、
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）、
東京都	奥多摩町
富山県	富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町
石川県	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）、
福井県	大野市（旧和泉村に限る。）、
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市（旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）、
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町

島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、 真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）
広島市	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、 廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、 安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、 北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
高知県	いの町（旧本川村に限る。）
(4) 次の市町村にあっては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、IVa 地域に区分されるものとする。	
福島県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、 さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、 三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、 村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、 上越市（旧上越市、旧柿崎市、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、 阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、 出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）大鹿村
宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
(5) 次の市町村にあっては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、IVb 地域に区分されるものとする。	
宮崎県	都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市、えびの市、 高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、曾於市、 さつま町、湧水町

(6) 次の市町村にあつては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市（旧下関市に限る。）
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見市、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）

備考

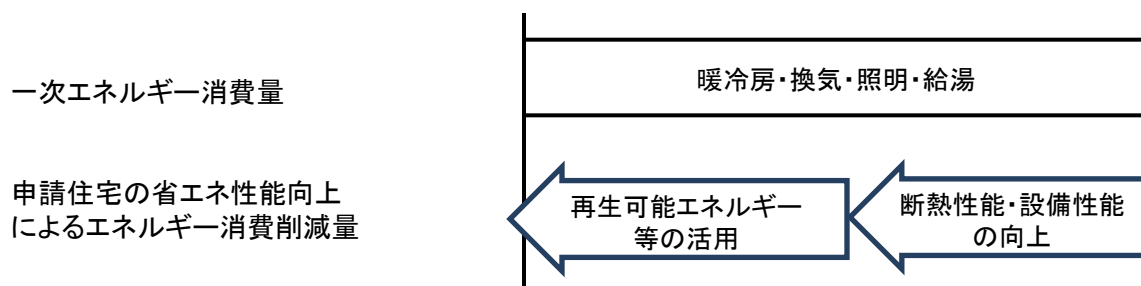
この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

■「住宅事業建築主の判断の基準」における計算に準じた年間一次エネルギー消費量の評価方法の概要

(1) 評価対象とするエネルギー消費量

「住宅事業建築主の判断の基準(以下、事業主基準とする)」では、省エネ法で建築設備として定められる空調設備(暖冷房設備、換気設備)、照明設備、給湯設備で消費するエネルギーを対象に、太陽光発電システム等によるエネルギー消費削減量も加味して、年間一次エネルギー消費量を計算します。

本事業では、事業主基準と同様に、『暖冷房設備』『換気設備』『照明設備』『給湯設備』を対象(※1)とした一次エネルギー消費量に対し、断熱性能や各設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギー等(太陽光発電システム、太陽熱温水器等)やコージェネレーションシステム等の活用によるエネルギー消費削減量(※2)を計算し、一次エネルギー消費量がゼロとなることを求めます。



※1 省エネ法の建築設備にあたらなないテレビや冷蔵庫、洗濯機等のいわゆる家電設備や調理設備のエネルギー消費量は評価の対象外とする。また、昇降機設備は省エネ法では建築設備に含まれるが、住宅にはほとんど設置されないことから評価の対象外とする。

※2 太陽光発電システムやコージェネレーションシステムのエネルギー消費削減量は総量で評価する。

<参考:住宅事業建築主の判断の基準とは>

2008年5月の省エネルギー法改正において、住宅事業建築主が新築し販売する一戸建ての住宅(いわゆる建売分譲住宅)について、省エネルギー性能の向上を促す措置を導入し、その基準として「住宅事業建築主の判断の基準(以下、事業主基準とする)」が定められました。

事業主基準では、従来の住宅の省エネ基準における断熱性能に加えて、空調設備、給湯設備等の建築設備の効率性を総合的に評価するために、住宅で消費される一次エネルギー消費量を指標として基準が定められています。

事業主基準におけるエネルギー消費量の計算には、算定用のWebプログラム、算定シート(算定ツール)などが用意されており、下記(※2)のWebサイトから利用することができます。

※1 「住宅事業建築主の判断の基準」では、年間150戸以上の建売戸建住宅を供給する住宅事業建築主に対して、基準の達成状況の報告を求めることになります。

※2 「住宅事業建築主の判断の基準」の詳細については、下記のWebサイトを参照ください。
『一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構:省エネ法 住宅事業建築主の判断基準』
(URL:<http://ees.ibec.or.jp/>)

【Q値算出計算書②】

定型様式8
(2/8)

(d) 熱的境界外壁 (階間一般部)

(d) 熱的境界外壁 (階間一般部)		断面1	断面2	断面3	断面4
階段部分の外壁構成を記入		熱橋面積比率	0.83	0.17	
厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
外側熱伝達抵抗 (通気層)			0.110	0.110	
吹込用GW2種18K相当	100	0.052	1.923		
天然木材1類	100	0.120		0.833	
内側熱伝達抵抗			0.110	0.110	
(d)(e)以外の構成の外壁があれば記入					
断面ごと熱抵抗の和			2.143	1.053	
断面ごと熱貫流率			0.467	0.949	
平均熱貫流率[W/m ² K]			0.549	熱橋係数	

(e) 熱的境界外壁 (階間胴差部等)

(e) 熱的境界外壁（階間胴差部等）			断面1	断面2	断面3	断面4
材料名等	厚さ [mm]	熱橋面積比率				
		熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]

(f) 熱的境界床

(f) 熱的境界床			断面1	断面2	断面3	断面4
		熱橋面積比率	0.80	0.20		
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
外側熱伝達抵抗			0.150	0.150		
住宅用ロックウール断熱材（マット）	85	0.036	2.361			
天然木材1類	85	0.120		0.708		
合板	12	0.160	0.075	0.075		
内側熱伝達抵抗			0.150	0.150		
	断面ごと熱抵抗の和		2.736	1.083		
	断面ごと熱貫流率		0.365	0.923		
	平均熱貫流率[W/m ² K]		0.477	熱橋係数		

【Q値算出計算書③】

定型様式8
(3/8)

(g) 熱的境界土間床
※該当する室の数だけ記入すること

ここでは厚さ等の単位が[cm]なので注意

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]
玄関		A：外断熱 B：内断熱				0.70		0.059		0.00
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部	周長
	熱伝導率 λ 1 [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ 2 [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]	熱貫流率 UL [W/mK]	
外気側	0.028	5	5.8	15		0	0	0	0.827	1.82
その他	0.028	1.5	1.7	15		0	0	0	1.046	4.55

計算方法の詳細は「住宅の省エネルギー基準の解説」((財) 建築環境省エネルギー機構)を参照
A: 外断熱 の場合
 $UF=0.021+0.054\lambda_{soil}$
 $UL=1.88+0.5\lambda_{soil}-0.005D-1.02T1'^{0.15}-0.001W-0.014T2'$
B: 内断熱 の場合
 $UF=0.022+0.054\lambda_{soil}$
 $UL=1.77+0.5\lambda_{soil}-0.77T1'^{0.15}-0.003W-0.042T2'$
ただし $T1'=T1\times0.0326\div\lambda1$ 、 $T2'=T2\times0.0326\div\lambda2$

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]
浴室		A：外断熱 B：内断熱				0.70		0.059		0.00
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部	周長
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]	熱貫流率 UL [W/mK]	L [m]
外気側	0.028	3	3.5	15		0	0	0	0.925	3.64
その他		0	0.0	0		0	0	0	2.230	3.64

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]
		A：外断熱 B：内断熱								
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側										
その他										

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]
		A：外断熱 B：内断熱								
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]		
外気側										
その他										

【Q値算出計算書④】

定型様式8
(4/8)

(h) その他の熱的境界部位 (1)

(h)その他の熱的境界部位（1）

部位名			熱橋面積比率	断面1	断面2	断面3	断面4
材料	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
層構成の種類が多く記入欄が不足した場合に、 部位名および層構成を記入							
断面ごと熱抵抗の和							
断面ごと熱貫流率							
平均熱貫流率[W/m ² K]				熱橋係数			

(i) その他の熱的境界部位 (2)

ii) その他の熱的境界部位 (2)				断面1	断面2	断面3	断面4
部位名		熱橋面積比率					
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
	断面ごと熱抵抗の和						
	断面ごと熱貫流率						
	平均熱貫流率[W/m ² K]			熱橋係数			

(j)その他の熱的境界部位 (3)

[illegible]

【Q値算出計算書⑤】

定型様式8
(5/8)

(2) Q値・μ値用面積集計

※部位ごと・方位ごとに面積を記入すること

(a) 熱的境界屋根

熱貫流率U [W/m ² K]		日射侵入率 η		熱貫流率U [W/m ² K]		日射侵入率 η	
方位	実面積A [m ²]	方位係数ν	水平投影面積A' × ν	方位	面積A [m ²]	方位係数ν	A・ν
				(下屋)	15.84	1.00	15.84
				(小屋裏)	52.18	1.00	52.18
ΣA		ΣA・ν		ΣA	68.02	ΣA・ν	68.02
UΣA		(面積の和×熱貫流率)		UΣA	16.66	ηΣA・ν	0.567

(c) 熱的境界外壁（一般部）

熱貫流率U [W/m ² K]	0.530	日射侵入率 η	0.018
方位	面積A [m ²]	方位係数ν	A・ν
E	23.70	0.45	10.67
W	27.45	0.45	12.35
S	32.60	0.39	12.71
N	39.69	0.24	9.53
ΣA	72.29	ΣA・ν	22.24
UΣA	38.31	ηΣA・ν	0.401

(b) 熱的境界外壁（階段・天井等）

熱貫流率U [W/m ² K]	0.549	日射侵入率 η	0.019
方位	面積A [m ²]	方位係数ν	A・ν
E	2.73	0.45	1.23
W	1.24	0.45	0.56
S	8.88	0.39	3.46
N	1.37	0.24	0.33
ΣA	10.25	ΣA・ν	3.79
UΣA	5.63	ηΣA・ν	0.071

(e) 熱的境界外壁（階段・天井等）

熱貫流率U [W/m ² K]		日射侵入率 η	
方位	面積A [m ²]	方位係数ν	A・ν
ΣA		ΣA・ν	
UΣA		ηΣA・ν	

【Q値算出計算書⑥】

定型様式8
(6/8)

(f) 熱的境界床

[illegible]

(g)熱的境界土間床

室名	位置	UL[W/m ² K] UF[W/m ² K]	温度差 係数H	L[m]・ A[m ²]	UL・H・L UF・H・A
玄関	外周（外気側）	0.827	1.00	1.82	1.51
	外周（その他）	1.046	0.70	4.55	3.33
	中心部	0.059	1.00	0.00	0.00
浴室	外周（外気側）	0.925	1.00	3.64	3.37
	外周（その他）	2.23	0.70	3.64	5.68
	中心部	0.059	1.00	0.00	0.00
	外周（外気側）				
	外周（その他）				
	中心部				
	外周	土間床の値は、温度差係数を除き（1） （g）から転記			
	外周				
	中心部				
	外周（外気側）				
	外周（その他）				
	中心部				
ΣUL・H・L+ΣUF・H・A				13.89	

(h) その他の熱的境界部位 (1)

[illegible]

(i) その他の熱的境界部位 (2)

[illegible]

(j)その他の熱的境界部位 (3)

[illegible]

【Q値算出計算書⑦】

定型様式8

(7/8)

(k) 窓

※断熱境界に位置する窓1つにつき1行で記入すること

[illegible]

(1) ドア

※断熱境界に位置するドア1つにつき1行で記入すること

!(0.034×U)を記入

[illegible]

■（別表1）地域区分・暖冷房方式別の按分比率

地域区分	区分	按分比率
	暖冷房方式に係る区分	
I a	すべての暖房方式	80.3%
I b	すべての暖房方式	78.8%
II	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.1%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	76.5%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
III	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.9%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	77.0%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
IV a	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	75.1%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	64.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.0%
IV b	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	74.4%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.3%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	61.6%
V	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.9%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	59.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	58.4%
VI	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.2%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	56.4%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	55.2%

【別表2-1-a】
集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量
（全館連続暖房の場合）

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅰa地域 住宅全体または 居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.152	0.166	0.176	0.184	0.189	0.192	0.194	0.194
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.229	0.250	0.265	0.276	0.284	0.289	0.292	0.292
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.283	0.308	0.327	0.341	0.350	0.356	0.360	0.361
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.313	0.341	0.362	0.377	0.388	0.394	0.398	0.399
	真南から東西へ10° 未満	0.320	0.348	0.370	0.385	0.396	0.403	0.406	0.408
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.303	0.330	0.350	0.365	0.375	0.382	0.385	0.386
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.263	0.286	0.304	0.317	0.326	0.331	0.334	0.335
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.199	0.217	0.230	0.240	0.247	0.251	0.253	0.254
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.112	0.122	0.130	0.135	0.139	0.142	0.143	0.143

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅰb地域 住宅全体または 居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.160	0.174	0.185	0.193	0.198	0.202	0.203	0.204
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.222	0.242	0.257	0.268	0.275	0.280	0.282	0.283
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.265	0.289	0.306	0.319	0.328	0.334	0.337	0.338
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.289	0.314	0.334	0.348	0.358	0.364	0.367	0.368
	真南から東西へ10° 未満	0.293	0.319	0.339	0.353	0.363	0.369	0.373	0.374
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.278	0.303	0.321	0.335	0.344	0.350	0.353	0.355
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.244	0.265	0.282	0.294	0.302	0.307	0.310	0.311
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.190	0.207	0.220	0.229	0.236	0.240	0.242	0.243
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.117	0.128	0.136	0.141	0.145	0.148	0.149	0.150

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅱ地域 住宅全体または 居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.140	0.152	0.162	0.169	0.173	0.176	0.178	0.178
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.173	0.188	0.200	0.208	0.214	0.218	0.220	0.220
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.195	0.212	0.225	0.235	0.241	0.245	0.248	0.249
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.206	0.225	0.238	0.249	0.255	0.260	0.262	0.263
	真南から東西へ10° 未満	0.207	0.225	0.239	0.249	0.256	0.261	0.263	0.264
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.197	0.214	0.228	0.237	0.244	0.248	0.250	0.251
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.176	0.192	0.204	0.212	0.218	0.222	0.224	0.225
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.145	0.158	0.167	0.174	0.179	0.182	0.184	0.185
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.102	0.112	0.118	0.123	0.127	0.129	0.130	0.131

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅲ地域 住宅全体または 居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.124	0.136	0.144	0.150	0.154	0.157	0.158	0.159
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.144	0.156	0.166	0.173	0.178	0.181	0.183	0.183
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.156	0.170	0.180	0.188	0.193	0.196	0.198	0.199
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.161	0.175	0.186	0.194	0.200	0.203	0.205	0.206
	真南から東西へ10° 未満	0.159	0.174	0.184	0.192	0.197	0.201	0.203	0.203
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.151	0.164	0.174	0.181	0.186	0.190	0.191	0.192
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.135	0.147	0.156	0.162	0.167	0.170	0.171	0.172
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.112	0.122	0.129	0.135	0.138	0.141	0.142	0.143
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.082	0.089	0.095	0.099	0.101	0.103	0.104	0.104

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅳa地域 住宅全体または 居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.174	0.189	0.201	0.210	0.215	0.219	0.221	0.222
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.191	0.208	0.221	0.230	0.236	0.240	0.243	0.243
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.201	0.219	0.232	0.242	0.249	0.253	0.256	0.256
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.204	0.223	0.236	0.246	0.253	0.257	0.260	0.261
	真南から東西へ10° 未満	0.201	0.219	0.232	0.242	0.249	0.253	0.256	0.256
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.191	0.208	0.221	0.230	0.237	0.241	0.243	0.244
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.174	0.190	0.201	0.210	0.216	0.219	0.221	0.222
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.151	0.164	0.174	0.182	0.187	0.190	0.192	0.192
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.120	0.131	0.139	0.145	0.149	0.152	0.153	0.154

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅳb地域 住宅全体または 居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.107	0.116	0.123	0.128	0.132	0.134	0.135	0.136
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.141	0.153	0.162	0.169	0.174	0.177	0.179	0.179
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.148	0.161	0.171	0.179	0.184	0.187	0.189	0.189
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.143	0.156	0.165	0.172	0.177	0.180	0.182	0.183
	真南から東西へ10° 未満	0.134	0.146	0.155	0.161	0.166	0.169	0.170	0.171
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.125	0.137	0.145	0.151	0.155	0.158	0.159	0.160
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.118	0.128	0.136	0.142	0.146	0.148	0.150	0.150
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.108	0.117	0.124	0.130	0.133	0.136	0.137	0.137
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.086	0.094	0.100	0.104	0.107	0.109	0.110	0.110

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅴ地域 住宅全体または 居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.151	0.152
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.142	0.155	0.164	0.171	0.176	0.179	0.181	0.181
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.142	0.154	0.164	0.171	0.175	0.178	0.180	0.181
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.132	0.144	0.153	0.159	0.164	0.167	0.168	0.169
	真南から東西へ10° 未満	0.124	0.134	0.143	0.149	0.153	0.156	0.157	0.158
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.152	0.152
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.118	0.129	0.137	0.143	0.147	0.149	0.150	0.151
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.114	0.124	0.131	0.137	0.141	0.143	0.145	0.145
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.093	0.101	0.108	0.112	0.115	0.117	0.118	0.119

■【別表2-1-b】
集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量
（部分間欠暖房の場合）

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅱ地域 各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.099	0.107	0.114	0.119	0.122	0.124	0.125	0.126
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.122	0.133	0.141	0.147	0.151	0.154	0.155	0.155
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.138	0.150	0.159	0.166	0.170	0.173	0.175	0.175
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.146	0.158	0.168	0.175	0.180	0.183	0.185	0.186
	真南から東西へ10° 未満	0.146	0.159	0.169	0.176	0.181	0.184	0.186	0.186
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.139	0.151	0.161	0.167	0.172	0.175	0.177	0.177
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.124	0.135	0.144	0.150	0.154	0.157	0.158	0.159
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.102	0.111	0.118	0.123	0.126	0.129	0.130	0.130
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.072	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.092

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅲ地域 各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.094	0.102	0.108	0.113	0.116	0.118	0.119	0.120
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.108	0.118	0.125	0.130	0.134	0.136	0.138	0.138
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.117	0.128	0.136	0.141	0.145	0.148	0.149	0.150
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.121	0.132	0.140	0.146	0.150	0.153	0.154	0.155
	真南から東西へ10° 未満	0.120	0.131	0.139	0.145	0.149	0.151	0.153	0.153
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.113	0.123	0.131	0.137	0.140	0.143	0.144	0.145
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.101	0.110	0.117	0.122	0.126	0.128	0.129	0.129
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.084	0.092	0.097	0.101	0.104	0.106	0.107	0.107
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.062	0.067	0.071	0.074	0.076	0.078	0.078	0.079

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅳa地域 各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.112	0.122	0.129	0.135	0.139	0.141	0.142	0.143
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.164	0.165
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.132	0.143	0.152	0.159	0.163	0.166	0.167	0.168
	真南から東西へ10° 未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.165	0.165
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.112	0.122	0.130	0.135	0.139	0.141	0.143	0.143
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.097	0.106	0.112	0.117	0.120	0.122	0.123	0.124
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.077	0.084	0.090	0.093	0.096	0.098	0.098	0.099

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

IVb地域 各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.072	0.078	0.083	0.087	0.089	0.091	0.091	0.092
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.095	0.103	0.110	0.114	0.117	0.119	0.121	0.121
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.100	0.109	0.116	0.121	0.124	0.126	0.127	0.128
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.097	0.105	0.112	0.116	0.120	0.122	0.123	0.123
	真南から東西へ10° 未満	0.090	0.098	0.104	0.109	0.112	0.114	0.115	0.115
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.085	0.092	0.098	0.102	0.105	0.107	0.108	0.108
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.080	0.087	0.092	0.096	0.098	0.100	0.101	0.101
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.073	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.093
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074

集熱部の単位面積あたりの暖房設備 一次エネルギー消費削減量[GJ/年・㎡]

Ⅴ地域 各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.094
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.113
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.112
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.082	0.090	0.095	0.099	0.102	0.104	0.105	0.105
	真南から東西へ10° 未満	0.077	0.084	0.089	0.093	0.095	0.097	0.098	0.098
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.095
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.074	0.080	0.085	0.089	0.091	0.093	0.094	0.094
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.071	0.077	0.082	0.085	0.088	0.089	0.090	0.090
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074

■【別表2-1-c】空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量

※空気搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは「0」とします。

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

I a地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.150	1.150	1.148	1.144	1.139	1.133	1.126	1.120
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.228	1.227	1.225	1.221	1.215	1.209	1.202	1.195
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.284	1.284	1.282	1.277	1.272	1.265	1.258	1.250
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.320	1.320	1.317	1.313	1.307	1.300	1.293	1.285
	真南から東西へ10° 未満	1.335	1.335	1.332	1.328	1.322	1.315	1.307	1.300
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.329	1.329	1.326	1.322	1.316	1.309	1.302	1.294
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.302	1.302	1.299	1.295	1.289	1.283	1.275	1.268
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.254	1.254	1.252	1.248	1.242	1.236	1.228	1.221
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.186	1.186	1.183	1.179	1.174	1.168	1.161	1.154

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

I b地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.184	1.184	1.182	1.178	1.173	1.167	1.160	1.153
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.241	1.241	1.239	1.234	1.229	1.222	1.215	1.208
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.281	1.281	1.279	1.274	1.269	1.262	1.255	1.247
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.271
	真南から東西へ10° 未満	1.312	1.312	1.310	1.305	1.299	1.293	1.285	1.278
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.303	1.303	1.301	1.296	1.290	1.284	1.276	1.269
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.278	1.278	1.275	1.271	1.265	1.258	1.251	1.244
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.236	1.236	1.233	1.229	1.223	1.217	1.210	1.203
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.177	1.177	1.175	1.171	1.166	1.160	1.153	1.146

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

II 地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.248	1.248	1.246	1.242	1.236	1.230	1.223	1.215
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.270
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.345	1.345	1.343	1.338	1.332	1.325	1.318	1.310
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.370	1.370	1.368	1.363	1.357	1.350	1.342	1.334
	真南から東西へ10° 未満	1.380	1.380	1.377	1.372	1.366	1.359	1.351	1.343
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.374	1.373	1.371	1.366	1.360	1.353	1.345	1.337
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.352	1.351	1.349	1.344	1.338	1.331	1.324	1.316
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.314	1.314	1.311	1.307	1.301	1.294	1.287	1.279
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.261	1.261	1.258	1.254	1.248	1.242	1.235	1.227

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

Ⅲ地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.511	1.510	1.507	1.502	1.496	1.488	1.479	1.471
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.543	1.542	1.539	1.534	1.527	1.519	1.511	1.502
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.586	1.586	1.583	1.577	1.570	1.562	1.553	1.544
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.620	1.620	1.617	1.611	1.604	1.596	1.587	1.577
	真南から東西へ10° 未満	1.633	1.633	1.630	1.624	1.617	1.609	1.600	1.590
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.621	1.621	1.618	1.612	1.605	1.597	1.588	1.578
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.588	1.588	1.585	1.579	1.572	1.564	1.555	1.546
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.545	1.545	1.542	1.537	1.530	1.522	1.513	1.504
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.513	1.513	1.510	1.505	1.498	1.491	1.482	1.473

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

Ⅳa地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.509	1.509	1.506	1.501	1.494	1.486	1.478	1.469
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.568	1.567	1.564	1.559	1.552	1.544	1.535	1.526
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.611	1.611	1.608	1.602	1.595	1.587	1.578	1.568
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.639	1.639	1.635	1.630	1.623	1.614	1.605	1.596
	真南から東西へ10° 未満	1.652	1.651	1.648	1.643	1.635	1.627	1.617	1.608
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.649	1.649	1.646	1.640	1.633	1.624	1.615	1.605
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.631	1.631	1.628	1.622	1.615	1.607	1.597	1.588
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.598	1.598	1.595	1.589	1.582	1.574	1.565	1.556
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.549	1.549	1.546	1.541	1.534	1.526	1.517	1.508

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

Ⅳb地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.078	1.078	1.076	1.072	1.067	1.062	1.056	1.049
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.112	1.111	1.109	1.106	1.101	1.095	1.089	1.082
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.136	1.136	1.134	1.130	1.125	1.119	1.113	1.106
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.152	1.152	1.150	1.146	1.141	1.135	1.128	1.122
	真南から東西へ10° 未満	1.159	1.159	1.156	1.152	1.147	1.141	1.135	1.128
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.156	1.156	1.154	1.150	1.145	1.139	1.132	1.126
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.145	1.145	1.143	1.139	1.134	1.128	1.121	1.115
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.125	1.124	1.122	1.118	1.113	1.108	1.101	1.095
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.095	1.095	1.093	1.089	1.084	1.079	1.073	1.066

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

Ⅴ地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.084	1.084	1.082	1.078	1.073	1.068	1.061	1.055
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.104	1.104	1.102	1.098	1.093	1.087	1.081	1.075
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.128	1.128	1.126	1.122	1.117	1.111	1.105	1.098
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.149	1.149	1.146	1.142	1.137	1.131	1.125	1.118
	真南から東西へ10° 未満	1.161	1.161	1.159	1.155	1.150	1.144	1.137	1.131
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.163	1.163	1.161	1.157	1.152	1.146	1.139	1.133
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.154	1.154	1.152	1.148	1.143	1.137	1.131	1.124
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.137	1.137	1.134	1.130	1.125	1.120	1.113	1.107
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.115	1.115	1.112	1.109	1.104	1.098	1.092	1.085

■【別表2-1-d】集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量

集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年]

I a地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.183	0.187	0.189	0.190	0.190	0.190	0.189	0.187
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.204	0.208	0.210	0.212	0.212	0.211	0.210	0.209
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.219	0.223	0.226	0.227	0.227	0.227	0.226	0.224
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.228	0.232	0.235	0.236	0.236	0.236	0.235	0.233
	真南から東西へ10° 未満	0.230	0.235	0.238	0.239	0.239	0.239	0.238	0.236
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.227	0.232	0.234	0.236	0.236	0.235	0.234	0.233
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.218	0.222	0.225	0.226	0.226	0.226	0.225	0.223
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.202	0.206	0.209	0.210	0.210	0.210	0.209	0.207
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.181	0.184	0.187	0.188	0.188	0.187	0.187	0.185

集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年]

I b地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.191	0.194	0.196	0.198	0.198	0.197	0.196	0.195
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.209	0.213	0.215	0.217	0.217	0.217	0.215	0.214
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.222	0.226	0.229	0.230	0.230	0.230	0.229	0.227
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.229	0.233	0.236	0.237	0.238	0.237	0.236	0.234
	真南から東西へ10° 未満	0.230	0.235	0.238	0.239	0.239	0.239	0.238	0.236
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.226	0.231	0.233	0.235	0.235	0.234	0.233	0.232
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.216	0.221	0.223	0.224	0.225	0.224	0.223	0.222
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.201	0.205	0.207	0.208	0.209	0.208	0.207	0.206
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.180	0.183	0.185	0.186	0.187	0.186	0.185	0.184

集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年]

II 地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.197	0.200	0.203	0.204	0.204	0.204	0.203	0.201
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.221	0.226	0.228	0.230	0.230	0.229	0.228	0.227
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.239	0.244	0.247	0.248	0.248	0.248	0.247	0.245
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.250	0.254	0.257	0.259	0.259	0.259	0.257	0.256
	真南から東西へ10° 未満	0.253	0.258	0.261	0.262	0.263	0.262	0.261	0.259
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.249	0.254	0.257	0.258	0.259	0.258	0.257	0.255
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.238	0.243	0.245	0.247	0.247	0.247	0.245	0.244
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.220	0.224	0.227	0.228	0.228	0.228	0.226	0.225
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.194	0.198	0.200	0.201	0.202	0.201	0.200	0.199

集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年]

Ⅲ地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.254	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.294	0.292
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.317	0.315
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329
	真南から東西へ10° 未満	0.326	0.332	0.336	0.338	0.338	0.338	0.336	0.334
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.318	0.315
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.295	0.293
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.255	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261

集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年]

Ⅳa地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.217	0.221	0.224	0.225	0.225	0.225	0.224	0.222
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.258	0.263	0.266	0.268	0.268	0.268	0.266	0.265
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.289	0.294	0.298	0.299	0.300	0.299	0.298	0.295
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.308	0.314	0.317	0.319	0.319	0.319	0.317	0.315
	真南から東西へ10° 未満	0.316	0.322	0.325	0.327	0.328	0.327	0.325	0.323
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.323	0.322	0.320
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.298	0.303	0.307	0.309	0.309	0.308	0.307	0.305
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.272	0.277	0.281	0.282	0.283	0.282	0.281	0.279
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.235	0.240	0.243	0.244	0.244	0.244	0.243	0.241

集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年]

Ⅳb地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.247	0.252	0.255	0.256	0.256	0.256	0.254	0.253
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.277	0.282	0.286	0.287	0.288	0.287	0.285	0.284
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.299	0.305	0.308	0.310	0.310	0.310	0.308	0.306
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.324	0.322	0.320
	真南から東西へ10° 未満	0.318	0.324	0.328	0.330	0.330	0.329	0.328	0.325
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.315	0.321	0.325	0.327	0.327	0.326	0.325	0.322
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.304	0.310	0.313	0.315	0.316	0.315	0.313	0.311
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.285	0.290	0.293	0.295	0.295	0.295	0.293	0.291
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.257	0.262	0.265	0.267	0.267	0.266	0.265	0.263

集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年]

Ⅴ地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.303	0.309	0.313	0.314	0.315	0.314	0.312	0.310
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.328	0.335	0.339	0.340	0.341	0.340	0.338	0.336
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.346	0.353	0.357	0.359	0.359	0.359	0.357	0.354
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.356	0.363	0.368	0.370	0.370	0.369	0.367	0.365
	真南から東西へ10° 未満	0.359	0.366	0.371	0.373	0.373	0.372	0.370	0.368
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.355	0.362	0.366	0.368	0.368	0.368	0.366	0.363
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.343	0.349	0.354	0.356	0.356	0.355	0.353	0.351
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.323	0.330	0.334	0.335	0.336	0.335	0.333	0.331
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.297	0.302	0.306	0.308	0.308	0.307	0.306	0.304

■【別表2－1－e】給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量

※給湯用採熱の搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは「0」とします。

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

I a地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.795	0.796	0.796	0.794	0.792	0.789	0.786	0.782
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.815	0.817	0.817	0.815	0.813	0.810	0.806	0.803
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.849	0.850	0.850	0.848	0.846	0.843	0.839	0.835
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.879	0.880	0.880	0.878	0.876	0.873	0.869	0.865
	真南から東西へ10° 未満	0.895	0.896	0.896	0.894	0.892	0.889	0.885	0.881
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.892	0.894	0.894	0.892	0.889	0.886	0.882	0.878
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.873	0.874	0.874	0.873	0.870	0.867	0.863	0.859
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.844	0.845	0.845	0.843	0.841	0.838	0.834	0.830
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.818	0.819	0.819	0.817	0.815	0.812	0.809	0.805

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

I b地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.830	0.831	0.831	0.830	0.827	0.824	0.821	0.817
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.852	0.853	0.853	0.851	0.849	0.846	0.842	0.838
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.887	0.888	0.888	0.886	0.884	0.880	0.877	0.873
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.918	0.919	0.919	0.917	0.915	0.911	0.907	0.903
	真南から東西へ10° 未満	0.935	0.936	0.936	0.934	0.931	0.928	0.924	0.920
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.932	0.934	0.933	0.932	0.929	0.926	0.922	0.917
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.912	0.913	0.913	0.911	0.909	0.905	0.902	0.897
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.881	0.883	0.882	0.881	0.878	0.875	0.871	0.867
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.854	0.855	0.855	0.854	0.851	0.848	0.844	0.841

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

II 地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.832	0.833	0.833	0.832	0.829	0.826	0.823	0.819
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.859	0.860	0.860	0.859	0.856	0.853	0.849	0.845
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.897	0.898	0.898	0.897	0.894	0.891	0.887	0.883
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.930	0.932	0.931	0.930	0.927	0.924	0.920	0.915
	真南から東西へ10° 未満	0.948	0.950	0.949	0.948	0.945	0.942	0.938	0.933
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.947	0.949	0.949	0.947	0.944	0.941	0.937	0.932
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.930	0.931	0.931	0.929	0.927	0.923	0.919	0.915
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.904	0.905	0.905	0.903	0.901	0.897	0.894	0.889
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.883	0.885	0.884	0.883	0.880	0.877	0.873	0.869

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

Ⅲ地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.916	0.917	0.917	0.916	0.913	0.910	0.906	0.902
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.951	0.952	0.952	0.950	0.947	0.944	0.940	0.936
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.994	0.996	0.996	0.994	0.991	0.987	0.983	0.979
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.032	1.034	1.033	1.031	1.028	1.025	1.020	1.016
	真南から東西へ10° 未満	1.053	1.055	1.054	1.053	1.050	1.046	1.041	1.036
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.053	1.055	1.055	1.053	1.050	1.046	1.041	1.037
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.034	1.035	1.035	1.033	1.030	1.026	1.022	1.017
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.000	1.002	1.002	1.000	0.997	0.993	0.989	0.985
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.966	0.968	0.967	0.966	0.963	0.959	0.955	0.951

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

Ⅳa地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.885	0.886	0.886	0.884	0.882	0.878	0.875	0.871
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.939	0.941	0.941	0.939	0.936	0.933	0.929	0.925
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.994	0.996	0.995	0.994	0.991	0.987	0.983	0.978
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.037	1.039	1.038	1.037	1.034	1.030	1.025	1.021
	真南から東西へ10° 未満	1.062	1.063	1.063	1.061	1.058	1.054	1.050	1.045
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.065	1.067	1.066	1.064	1.061	1.057	1.053	1.048
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.048	1.050	1.050	1.048	1.045	1.041	1.037	1.032
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.018	1.020	1.019	1.018	1.015	1.011	1.007	1.002
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.984	0.985	0.985	0.983	0.980	0.977	0.973	0.968

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

Ⅳb地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.068	1.069	1.069	1.067	1.064	1.060	1.056	1.051
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.108	1.110	1.109	1.108	1.104	1.100	1.096	1.091
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.159	1.161	1.161	1.159	1.155	1.151	1.146	1.141
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.203	1.205	1.205	1.203	1.199	1.195	1.190	1.184
	真南から東西へ10° 未満	1.228	1.230	1.229	1.227	1.224	1.219	1.214	1.208
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.229	1.231	1.230	1.228	1.225	1.220	1.215	1.209
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.208	1.210	1.210	1.207	1.204	1.199	1.194	1.189
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.174	1.176	1.176	1.174	1.171	1.166	1.161	1.156
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.144	1.146	1.146	1.144	1.140	1.136	1.131	1.126

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

Ⅴ地域		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.093	1.094	1.094	1.092	1.089	1.085	1.080	1.075
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.134	1.136	1.136	1.134	1.130	1.126	1.121	1.116
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.187	1.188	1.188	1.186	1.183	1.178	1.173	1.168
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.231	1.233	1.233	1.231	1.227	1.223	1.218	1.212
	真南から東西へ10° 未満	1.257	1.259	1.258	1.256	1.253	1.248	1.243	1.237
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.258	1.260	1.259	1.257	1.253	1.249	1.244	1.238
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.236	1.238	1.238	1.236	1.232	1.228	1.223	1.217
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.202	1.204	1.204	1.202	1.198	1.194	1.189	1.183
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.171	1.173	1.173	1.171	1.167	1.163	1.158	1.153

■【別表2－1－f】換気エネルギーの削減効果について

※空気集熱の稼働・停止に連動して24時間換気が
停止・稼働する工夫を行う場合、換気設備一次エネルギー消費削減率は以下とします。

	地域						
	I a	I b	Ⅱ	Ⅱ	Ⅳa	Ⅳb	V
換気エネルギー削減率	0.24	0.24	0.26	0.30	0.31	0.33	0.33

■（別表3）太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表

地域区分 I a

（単位：GJ/年・kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15° 未満	8.8	9.3	9.6	9.9	9.9	9.1	6.2
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	8.8	9.3	9.6	9.6	9.3	8.5	5.9
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	8.8	9.1	9.1	8.8	8.5	7.6	5.1
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	8.8	8.5	8.2	7.9	7.4	6.2	4.2
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	8.8	8.2	7.6	6.8	6.2	4.8	3.1
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	8.8	7.9	7.1	6.2	5.4	4.0	2.3
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	8.8	7.9	6.8	5.9	5.1	3.4	2.0

地域区分 I b

（単位：GJ/年・kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15° 未満	8.9	9.5	9.8	9.8	9.5	8.7	5.8
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	8.9	9.2	9.5	9.5	9.5	8.4	5.8
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	8.9	9.2	9.2	8.9	8.7	7.5	5.2
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	8.9	8.7	8.7	8.1	7.8	6.6	4.3
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	8.9	8.4	7.8	7.2	6.6	5.2	3.5
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	8.9	8.4	7.5	6.6	5.8	4.0	2.6
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	8.9	8.1	7.2	6.3	5.2	3.7	2.0

地域区分Ⅱ

（単位：GJ/年・kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15° 未満	8.7	9.1	9.4	9.4	9.4	8.4	5.6
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	8.7	9.1	9.4	9.4	9.1	8.0	5.6
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	8.7	9.1	9.1	8.7	8.4	7.3	4.9
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	8.7	8.7	8.4	8.0	7.7	6.6	4.2
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	8.7	8.4	8.0	7.3	6.6	5.2	3.5
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	8.7	8.0	7.3	6.6	5.9	4.2	2.8
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	8.7	8.0	7.3	6.3	5.6	3.8	2.1

地域区分Ⅲ

（単位：GJ/年・kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15° 未満	9.8	10.5	10.5	10.5	10.5	9.1	5.9
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	9.8	10.1	10.5	10.5	10.1	9.1	5.9
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	9.8	10.1	10.1	9.8	9.4	8.0	5.2
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	9.8	9.8	9.4	9.1	8.4	7.0	4.5
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	9.8	9.4	8.7	8.0	7.3	5.9	3.5
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	9.8	9.1	8.4	7.3	6.3	4.5	2.8
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	9.8	9.1	8.0	7.0	5.9	4.2	2.4

地域区分Ⅳa

(単位: GJ/年・kW)

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15° 未満	9.0	9.4	9.7	10.1	9.7	9.0	6.1
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	9.0	9.4	9.7	9.7	9.4	8.3	5.8
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	9.0	9.0	9.0	9.0	8.7	7.6	5.1
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	9.0	8.7	8.3	7.9	7.6	6.5	4.0
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	9.0	8.3	7.9	7.2	6.5	5.1	3.2
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	9.0	8.3	7.2	6.5	5.4	4.0	2.5
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	9.0	7.9	7.2	6.1	5.1	3.6	2.2

地域区分Ⅳb

(単位: GJ/年・kW)

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15° 未満	10.0	10.3	10.7	10.7	10.3	9.2	5.9
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	10.0	10.3	10.3	10.3	10.0	8.9	5.5
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	10.0	10.0	10.0	10.0	9.2	8.1	5.2
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	10.0	10.0	9.6	9.2	8.5	7.0	4.8
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	10.0	9.6	8.9	8.1	7.4	5.9	3.7
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	10.0	9.2	8.5	7.7	6.6	4.8	3.0
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	10.0	9.2	8.5	7.4	6.3	4.4	2.6

地域区分Ⅴ

(単位: GJ/年・kW)

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15° 未満	10.5	10.9	11.3	11.3	10.9	9.7	5.8
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	10.5	10.9	11.3	10.9	10.5	9.3	5.8
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	10.5	10.9	10.5	10.5	10.1	8.6	5.4
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	10.5	10.5	10.1	9.7	9.0	7.4	5.1
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	10.5	10.1	9.3	9.0	7.8	6.2	3.9
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	10.5	9.7	9.0	8.2	7.0	5.1	2.7
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	10.5	9.7	9.0	7.8	6.6	4.7	2.3

地域区分Ⅵ

(単位: GJ/年・kW)

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15° 未満	10.7	10.7	10.7	10.3	9.9	8.2	4.9
	真南から東または西へ15° 以上45° 未満	10.7	10.7	10.7	10.3	9.9	8.2	4.9
	真南から東または西へ45° 以上75° 未満	10.7	10.7	10.3	9.9	9.5	7.8	4.9
	真南から東または西へ75° 以上105° 未満	10.7	10.3	10.3	9.5	9.1	7.4	4.9
	真南から東または西へ105° 以上135° 未満	10.7	10.3	9.9	9.1	8.2	6.6	4.1
	真南から東または西へ135° 以上165° 未満	10.7	10.3	9.5	8.6	7.8	5.8	3.3
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	10.7	9.9	9.5	8.6	7.4	5.4	2.9

